

資料No.2

魚沼市こども計画案

令和 7 年 10 月 9 日現在

魚 沼 市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の令和6（2024）年の出生数は68万6,061人であり、前年より4万1,227人減少し、統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。また、1人の女性が一生のうちに生む子どもの数の指標となる「合計特殊出生率」は1.15となり、過去最低となっています。

少子化進行の要因として、未婚化や晩婚化、経済的な不安定さや子育て費用の負担増、仕事と子育ての両立の難しさ、結婚や出産に対する価値観の多様化などが複雑に絡み合っていると考えられます。

また、少子化の進行に加え、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、子育てに対する不安や孤立感、貧困、虐待、いじめや不登校、引きこもりなどの子どもや若者を取り巻く問題も深刻化しています。

このような背景のもと、国は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和5（2023）年4月「子ども基本法」の施行とともに、「子ども家庭庁」が創設されました。同年12月には、子ども基本法に基づき、「子ども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成されていた、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めています。

「子ども大綱」を勘案して作成する自治体子ども計画にも、これらに相当する内容が含まれることが求められます。

新潟県では、子ども施策の基本的方向性を示し、子ども政策に係る県の取り組み姿勢等を明らかにするとともに県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、令和6（2024）年3月に「新潟県子ども条例」を制定し、この条例に基づき、令和7（2025）年3月に「新潟県子ども計画」を策定しています。

● 本計画における「子ども」と「若者」について ●

子ども基本法第2条において「子ども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、子ども大綱では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。

「子ども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て施策の推進とすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成27（2015）年に「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。以降5年ごとに計画の見直しを行い、令和7（2025）年3月に「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進しています。

「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」による取り組みを継続するとともに、子ども大綱が目指す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども施策を総合的に推進するため、「魚沼市子ども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令等

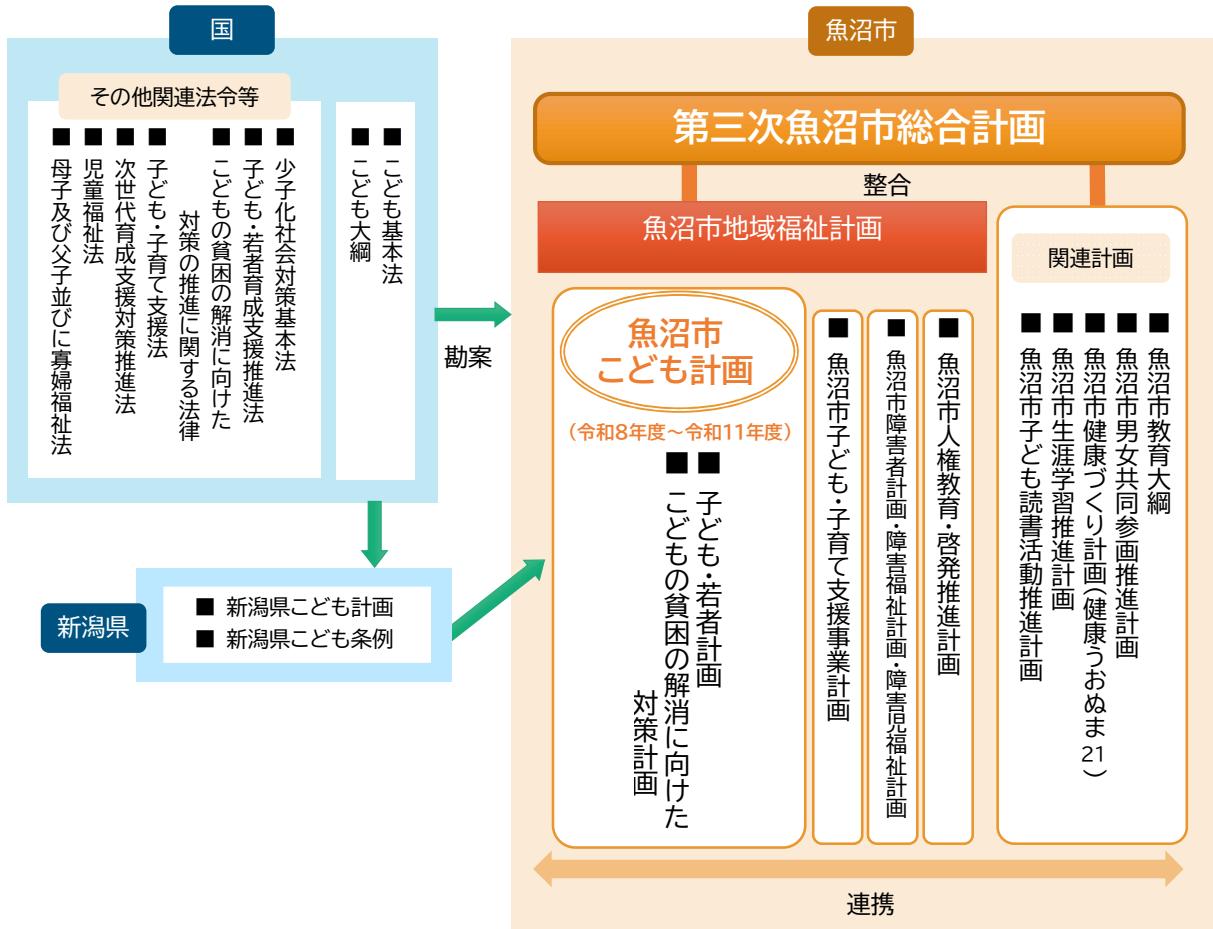
本計画は、子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」であり、以下の計画を包含し、一体のものとして策定します。

名称	根拠法
子ども計画	子ども基本法 第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援法 第9条
子どもの貧困の解消に向けた対策計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「魚沼市総合計画」に基づく子育て・教育・文化分野の個別計画であり、子ども・若者に係る総合的な計画として、国の「子ども大綱」ならびに新潟県の「新潟県子ども計画」を勘案し策定します。

また、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業など子育て支援施策を推進する「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、その他の関連する計画と整合・連携して推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

なお、計画の期間中、法制度が改正された場合や社会状況の変化等が生じた場合、また計画と実態に乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の最終年度には、子ども・子育て支援事業計画と一体的な計画として策定するために、計画全体の評価と見直しを行います。



4 計画推進の視点

(1) 子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択された条約で、日本は平成6（1994）年に批准しました。現在は、196の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

条約の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方は「4つの原則」と呼ばれており、日本の「子ども基本法」にも取り入れられています。

子どもの権利条約の4つの原則



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

(2) SDGs

持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals」とは、平成27（2015）年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

本市では、SDGsが誓う「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、SDGsの理念を踏まえて各施策、事務事業を推進しており、本計画においても、SDGsの視点を通して、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができるよう、子ども・若者支援に関する施策の推進に取り組みます。



出典：国際連合広報センター

第2章 魚沼市のことどもを取り巻く現状と課題

1 こども・若者を取り巻く現状

(1) 人口

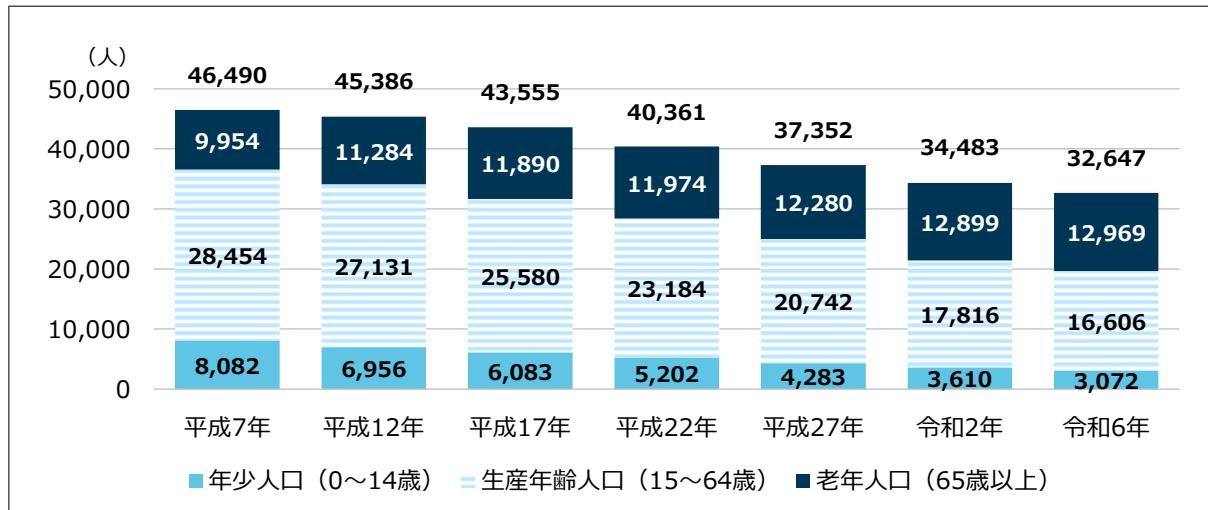
1. 年齢階層別人口の推移

国勢調査における魚沼市の人口（※）は、平成7（1995）年の46,490人から令和6（2024）年には32,647人と減少が続いている。

年齢3区分別にみると、令和6（2024）年の総人口32,647人のうち65歳以上の老人人口が12,969人で39.7%を占めているのに対し、15歳未満の年少人口は9.4%、3,072人となっています。

年齢3区分人口の構成比率の推移をみると、平成7（1995）年と比較して65歳以上の老人人口が18.3ポイント増加しているのに対し、15～64歳の生産年齢人口は10.3ポイント、15歳未満の年少人口は8.0ポイント減少しており、少子高齢化が進行しています。

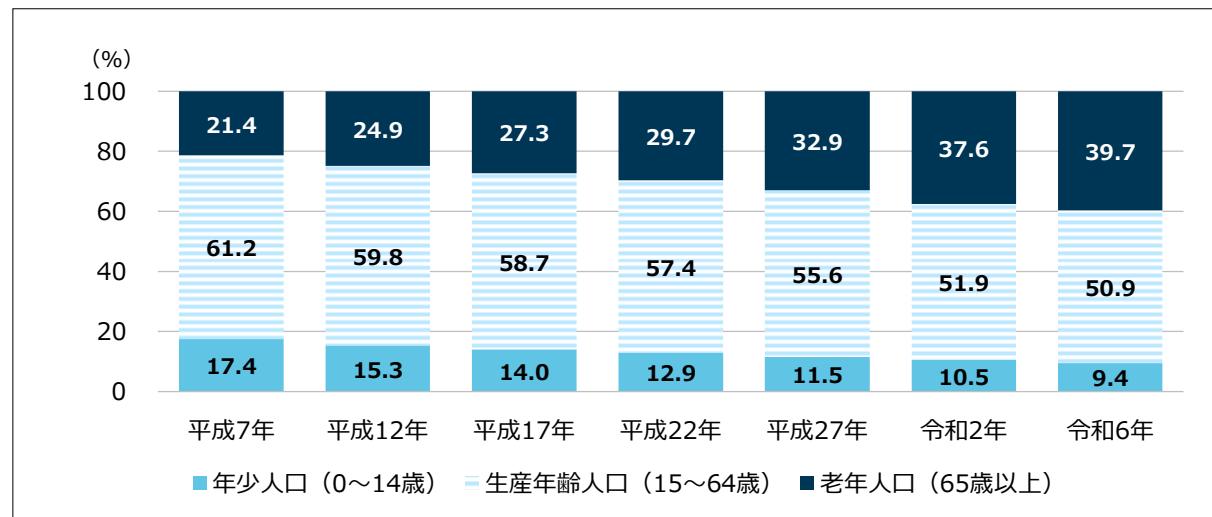
年齢3区分別人口の推移



資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳（10月1日現在）
総人口には年齢不詳人口が含まれるため、3区分別人口の合計と一致しません。

※ 平成7年・12年は「堀之内町」「小出町」「湯之谷村」「広神村」「守門村」「入広瀬村」の合計値（以下同）

年齢3区分人口の構成比率



資料:令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳（10月1日現在）
構成比率は合計が100%となるよう、年齢不詳人口を除いて算出しています。

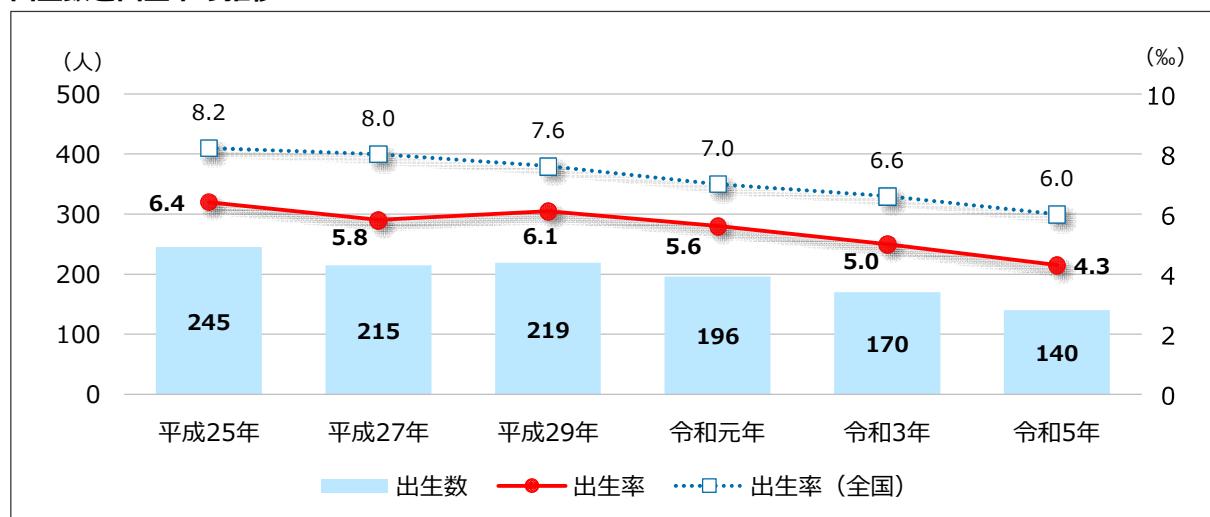
2. 出生数の推移

出生数は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年の出生数は、10年前の平成25（2013）年より105人少ない140人となっています。

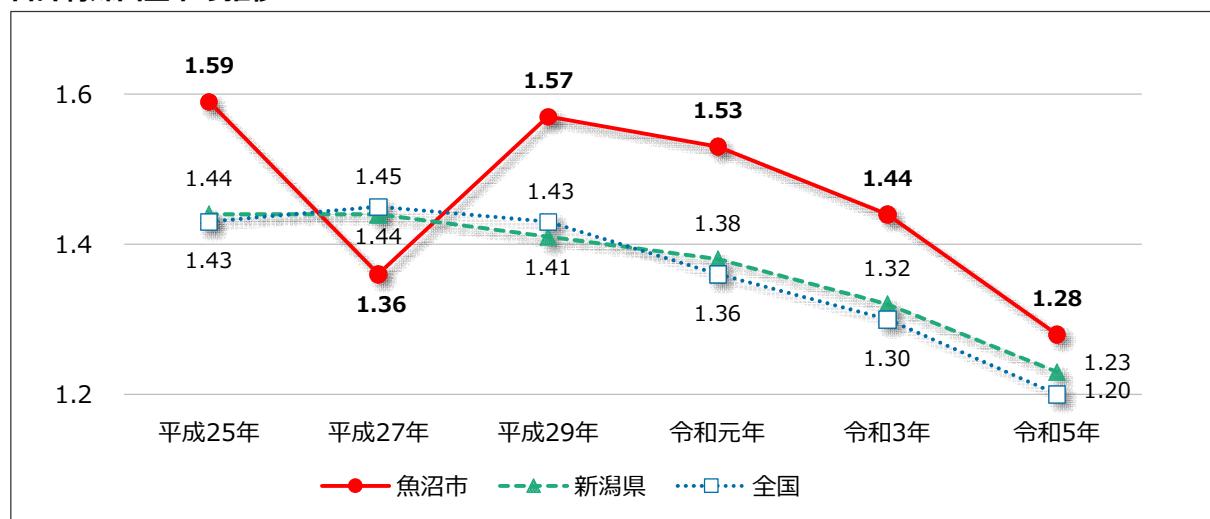
人口1,000人あたりの出生数を表す出生率は全国平均を約2ポイント下回り、減少傾向で推移しています。

合計特殊出生率*の推移をみると、人口規模が小さい魚沼市の値は年によりばらつきがあるものの、おおむね全国、新潟県を上回って推移しています。ただし、近年は減少傾向が強まっている状況です。

出生数と出生率の推移



合計特殊出生率の推移



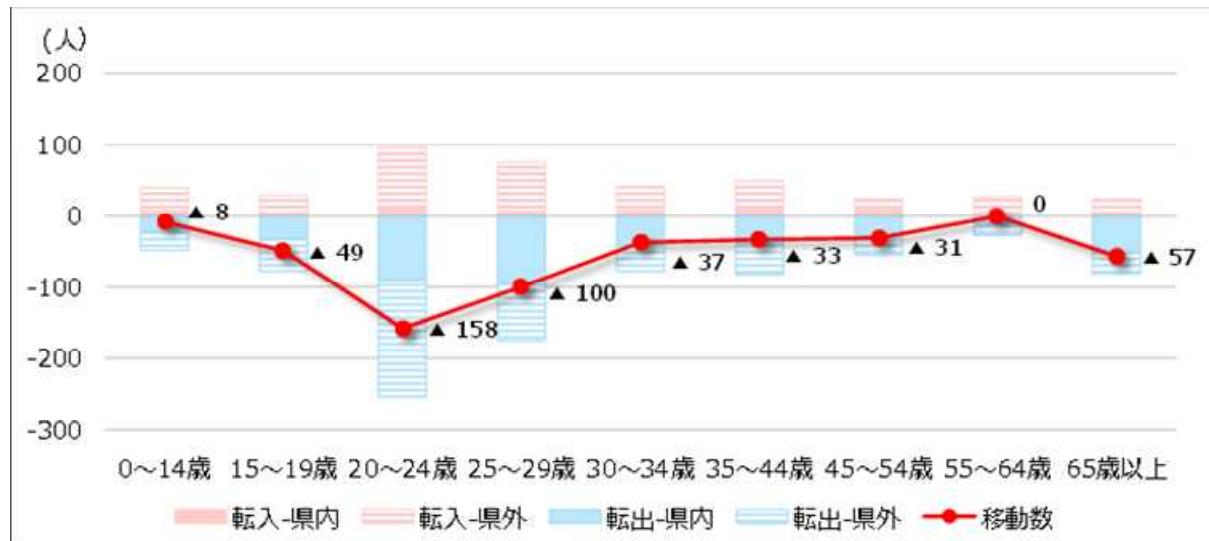
資料：人口動態統計

*合計特殊出生率：1人の女性が一生のうちに生む子どもの数を示す指標

3. 転入と転出

令和6（2024）年の年齢階層別社会動態をみると、転入者数が転出者数を上回る年齢層はない状況です。特に20～24歳、25～29歳の若者世代では転出者数が転入者数を大きく上回っています。

移動者数の推移

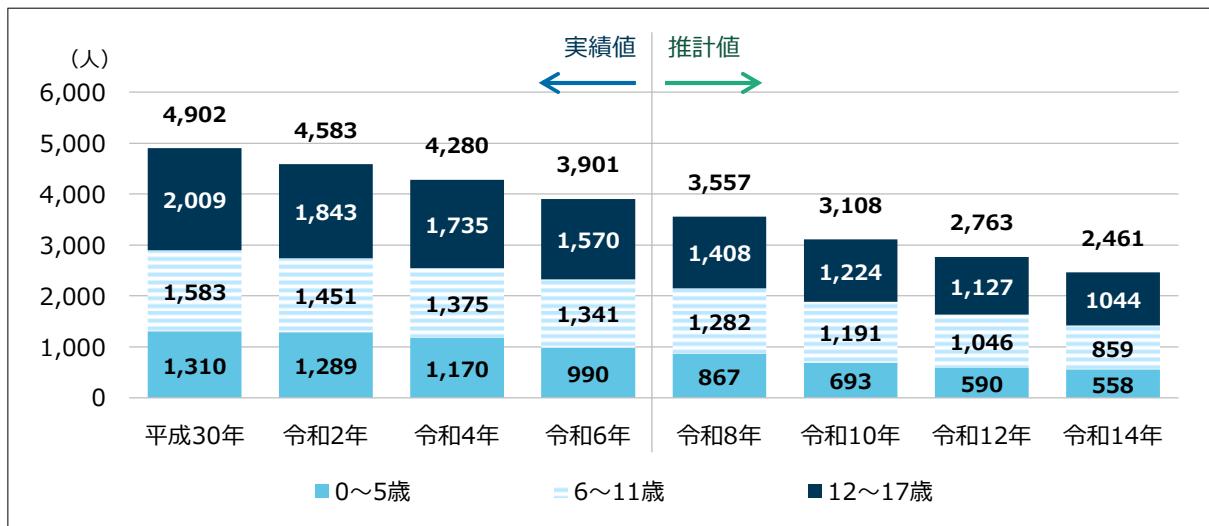


資料:令和6年新潟県人口移動調査結果報告

4. こどもの人口の推移と推計

18歳未満の子どもの人口は減少傾向で推移しており、令和6年では3,901人となっています。令和14年には2,461人を下回る推計となっています。

18歳未満人口の推移と推計



出典:住民基本台帳（各年10月1日現在）

※ 推計値は、実績値をもとに厚生労働省の生命表と国立社会保障・人口問題研究所の本市移動率より推計

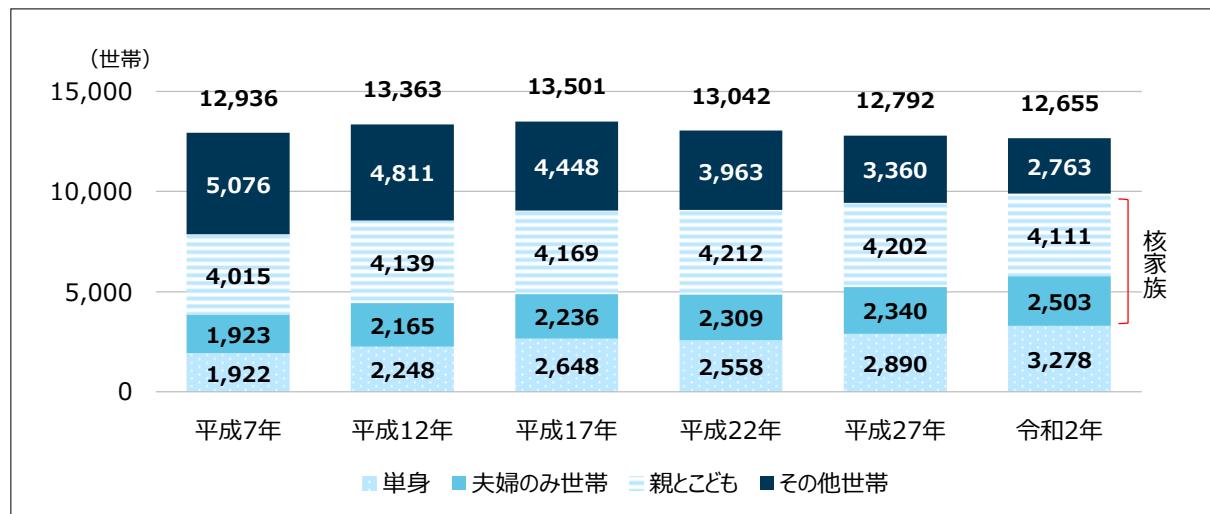
(2) 世帯の状況

1. 一般世帯の世帯類型

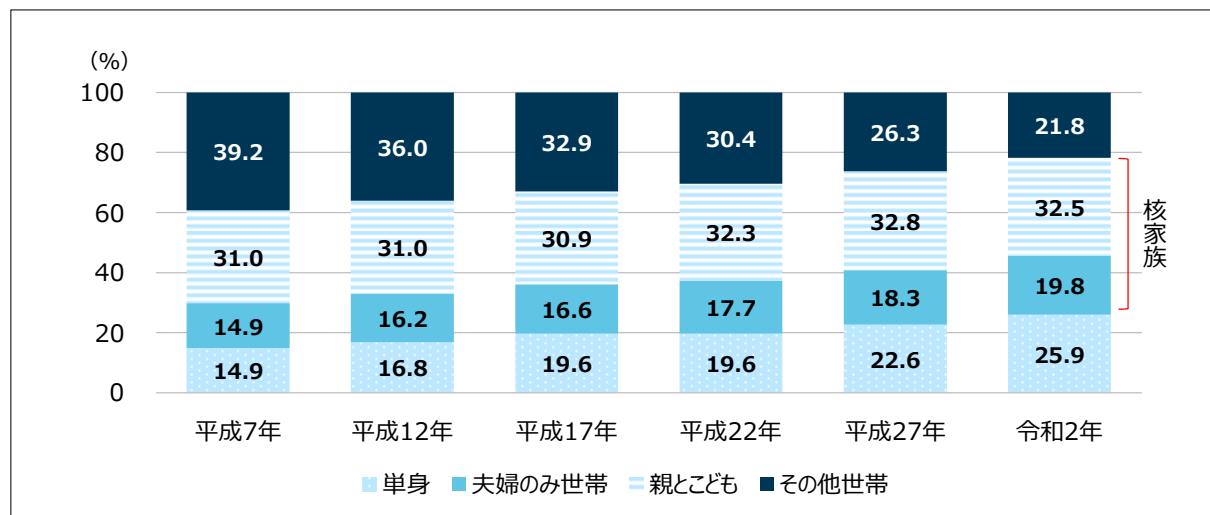
一般世帯の世帯類型別の推移をみると、全体の世帯数は平成17（2005）年までは増加傾向にありました。その後は減少に転じています。

世帯類型の構成比をみると、単身世帯、核家族世帯が増加する一方で、3世代世帯などのその他世帯の割合は減少し続けています。

一般世帯の世帯類型別推移



一般世帯の世帯類型別構成比率

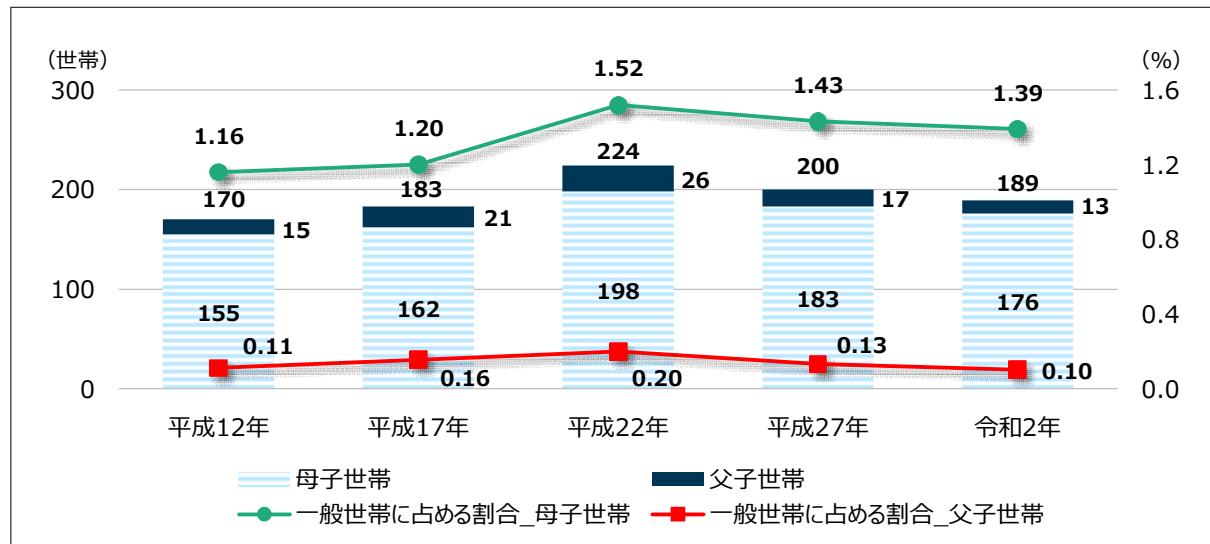


資料：国勢調査

2. ひとり親世帯

ひとり親世帯*数および一般世帯に占める割合は、平成22（2010）年までは増加傾向にありました。その後は減少傾向に転じています。

ひとり親世帯数の推移

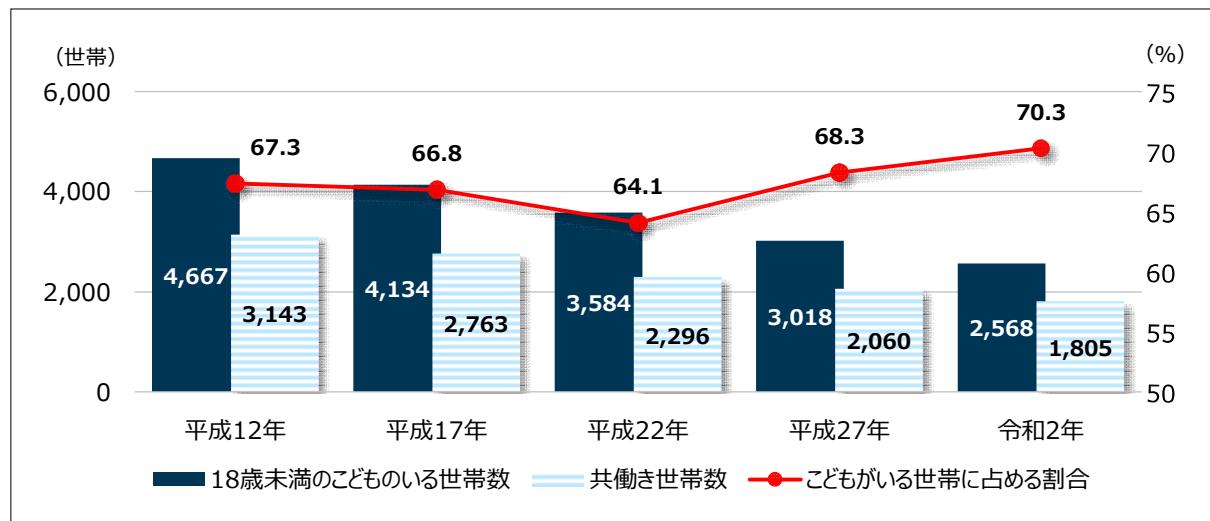


資料：国勢調査

3. 共働き世帯

18歳未満のこどものいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は、平成22（2010）年以降増加傾向で推移しており、令和2（2020）年は70.3%となっています。

共働き世帯数の推移



資料：国勢調査

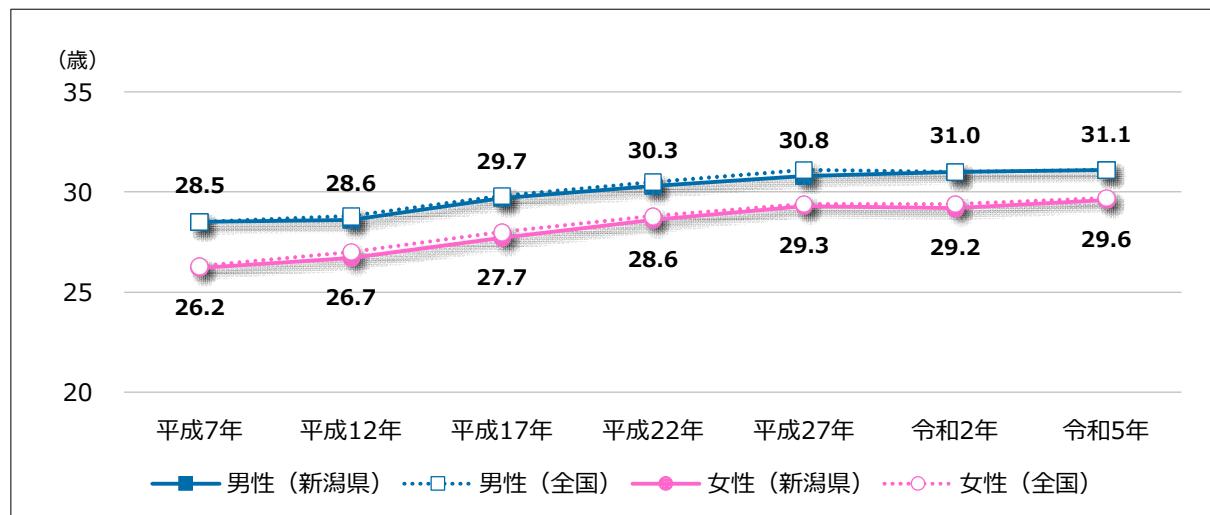
*ひとり親世帯：国勢調査における「母子世帯」とは、世帯の家族類型の「核家族世帯」に含まれる「女親とこどもからなる世帯」のうち、未婚、死別または離別の女親と未婚の20歳未満のこどものみからなる世帯と定義しています。「父兄世帯」は女親を男親と読みかえて同じ。

(3) 婚姻

平均初婚年齢の推移をみると、新潟県、全国ともにほぼ同様の数値となっており、上昇傾向で推移しています。魚沼市のデータはありませんでした。

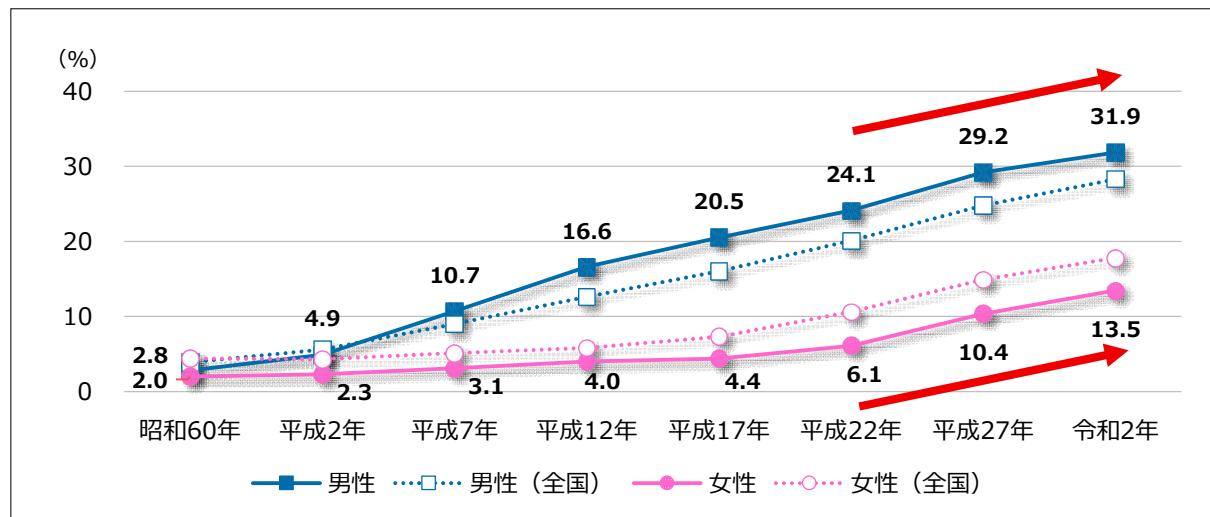
生涯未婚率*は、昭和60（1985）年以降上昇し続けています。男性の生涯未婚率が大きく上昇していく一方で、女性の生涯未婚率は微増傾向で推移していましたが、平成22（2010）年以降は女性の生涯未婚率も男性とほぼ同様の上昇率で高くなっています。

平均初婚年齢の推移



資料：人口動態統計 **魚沼市データはありません。**

生涯未婚率の推移



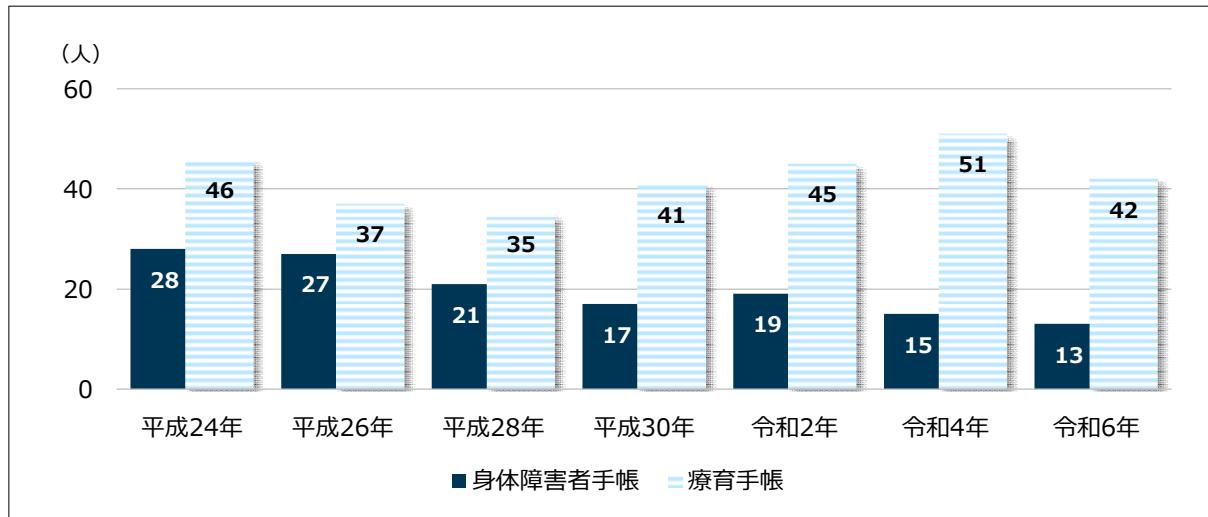
資料：国勢調査

*生涯未婚率：50歳の時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳および50～54歳の未婚率の平均値から算出します。将来的に結婚する可能性が低いと考えられることから、生涯独身者の割合を示す指標として用いられます。

(4) 障がいのある子どもの状況

18歳未満のこどもについて、身体障害者手帳および療育手帳を所持している人数の推移をみると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。

18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移

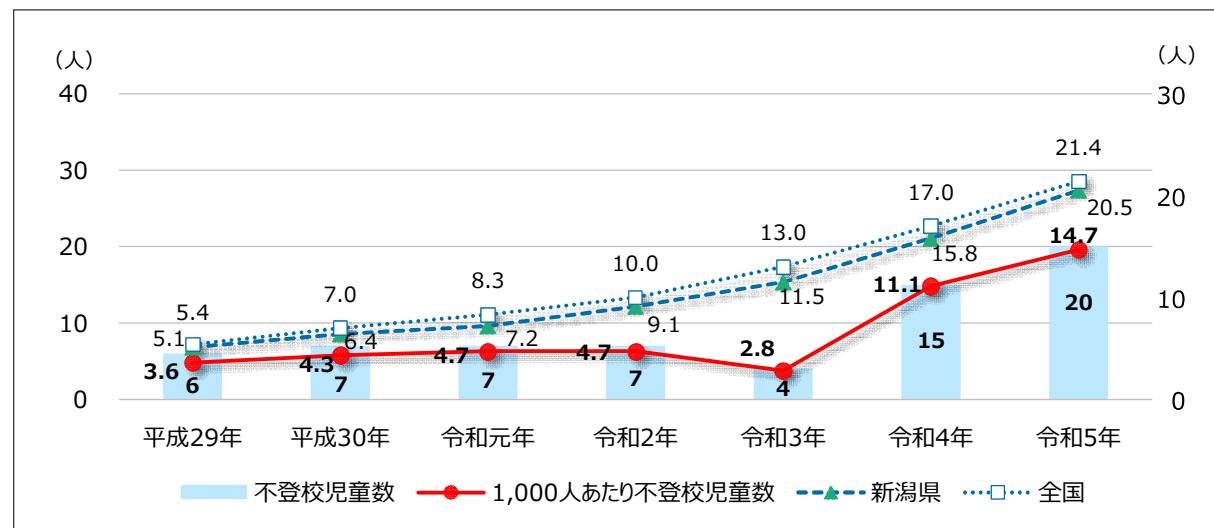


資料:福祉支援課

(5) 不登校

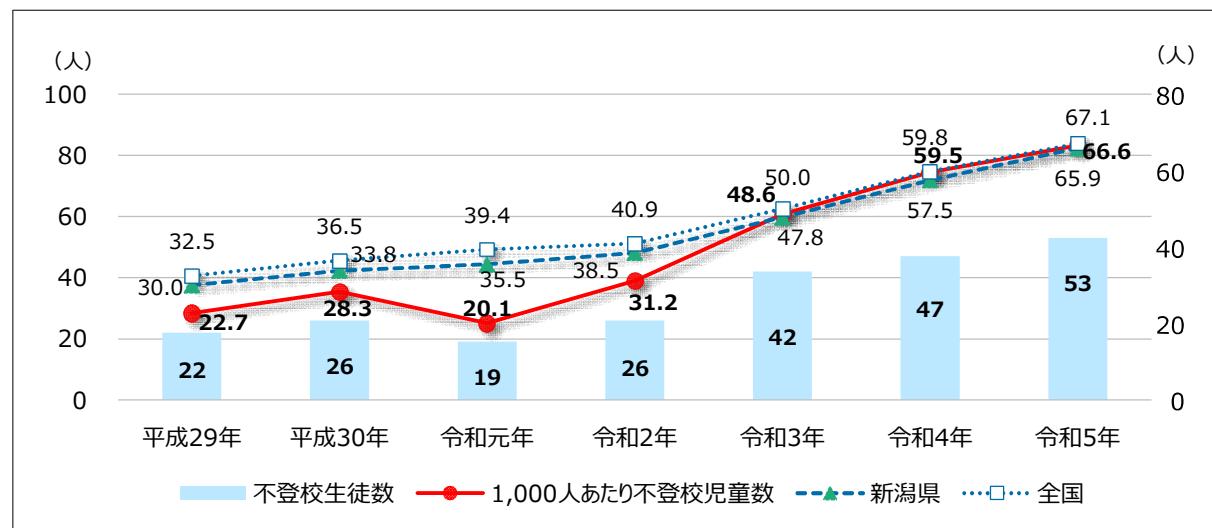
不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、小学校では令和3年度は前年を下回ったものの、令和4年度以降急増し令和5年には20人となっています。中学校では令和3年度以降急増し、令和5年には53人となっています。

不登校児童数（小学校）



資料:教育委員会 全国・新潟県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

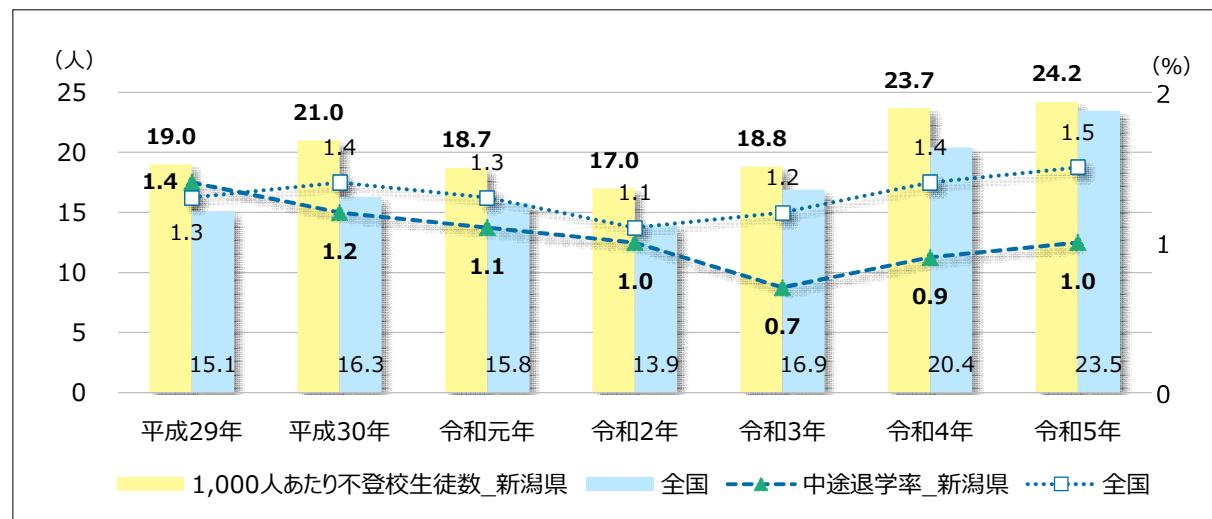
不登校生徒数（中学校）



資料：教育委員会 全国・新潟県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

高等学校における不登校の状況をみると、新潟県は1,000人あたり不登校生徒数が全国平均より高くなっていますが、中途退学率は全国より低い水準で推移しています。

不登校生徒数（高等学校）



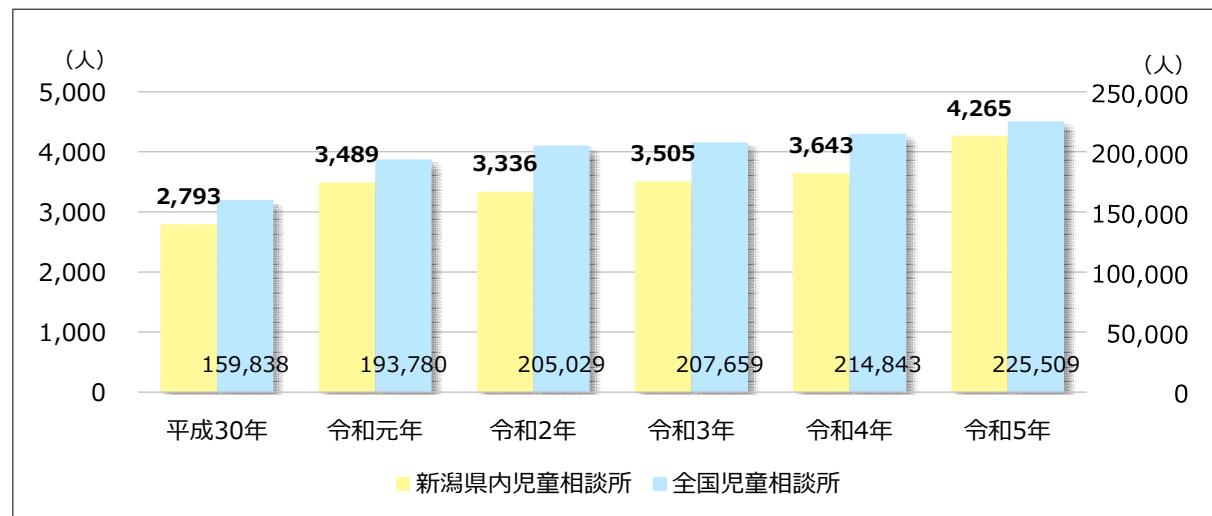
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(6) 児童虐待

児童相談所における児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあります。

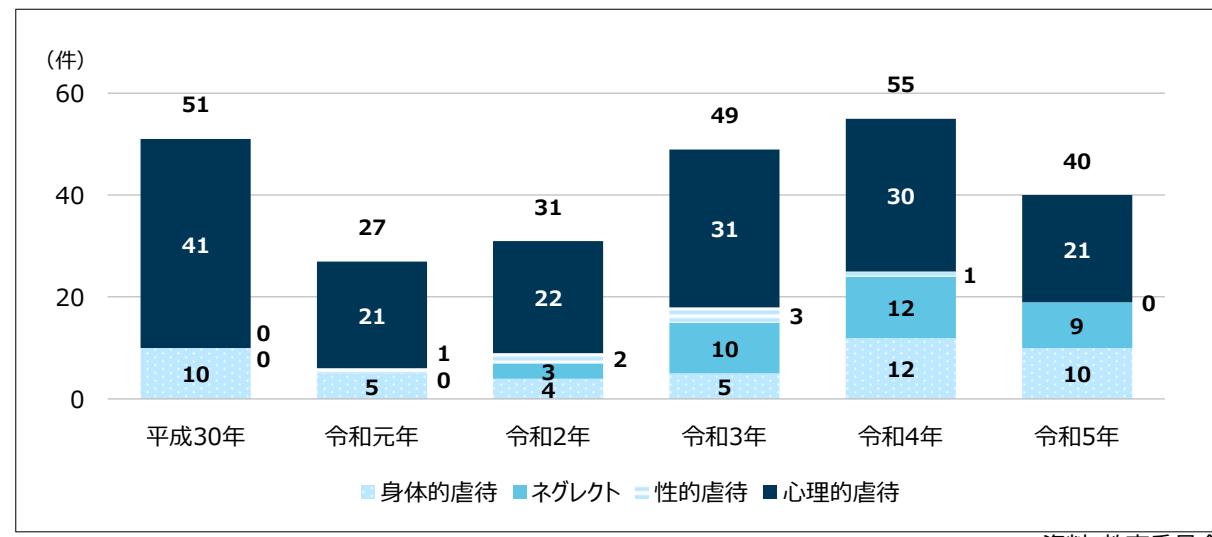
魚沼市における虐待の件数も増加傾向にありました。令和5年は減少しました。相談内容をみると、「心理的虐待」の割合が半数以上を占めています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数



資料:新潟県こども家庭課

魚沼市における児童虐待相談対応件数



資料:教育委員会

(7) こども・若者の自殺の状況

令和5（2023）年の人口動態統計から年齢階級別の死因をみると、10～39歳の各年代の死因の第1位は自殺で、40～49歳の各年代でも第2位となっています。性別にみると、男性は10～44歳において死因順位の第1位となっています。女性は10～34歳で死因の第1位が自殺で、35～59歳でも第2位となっています。

近年は自殺者数の総数は減少している一方で、児童・生徒の自殺者数は過去最多の水準となっていることを踏まえ、令和4（2022）年に策定された「第4次自殺総合対策大綱」では、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を重点的に推進するとしています。

令和5年における死因順位別に見た年齢階級別死亡数・死亡率・構成割合

● 総数

年齢階級	第1位				第2位			
	死因	死亡数	死亡率	割合	死因	死亡数	死亡率	割合
10～14歳	自殺	120	2.3	25.5%	悪性新生物	81	1.6	17.2%
15～19歳	自殺	652	12.1	50.3%	不慮の事故	172	3.2	13.3%
20～24歳	自殺	1,195	20.8	55.2%	不慮の事故	260	4.5	12.0%
25～29歳	自殺	1,210	20.4	51.6%	悪性新生物	223	3.8	9.5%
30～34歳	自殺	1,185	19.9	41.9%	悪性新生物	437	7.3	15.5%
35～39歳	自殺	1,320	19.6	29.8%	悪性新生物	951	14.1	21.5%
40～44歳	悪性新生物	1,900	25.3	27.0%	自殺	1,570	20.9	22.3%
45～49歳	悪性新生物	3,949	44.2	30.0%	自殺	1,935	21.7	14.7%
50～54歳	悪性新生物	7,743	81.7	34.5%	心疾患	2,923	30.9	13.0%
55～59歳	悪性新生物	11,102	136.5	37.8%	心疾患	3,978	48.9	13.6%
60～64歳	悪性新生物	17,356	234.4	41.4%	心疾患	5,646	76.3	13.5%
65歳以上	悪性新生物	338,319	939.3	23.4%	心疾患	215,325	597.8	14.9%

※ 表中の「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」を省略して表記したもの

● 男性

年齢階級	第1位				第2位			
	死因	死亡数	死亡率	割合	死因	死亡数	死亡率	割合
10~14歳	自殺	55	2.1	21.2%	悪性新生物	43	1.6	16.6%
15~19歳	自殺	351	12.7	46.2%	不慮の事故	130	4.7	17.1%
20~24歳	自殺	731	24.8	53.6%	不慮の事故	206	7.0	15.1%
25~29歳	自殺	810	26.7	51.9%	不慮の事故	163	5.4	10.4%
30~34歳	自殺	859	28.2	46.0%	悪性新生物	184	6.0	9.9%
35~39歳	自殺	974	28.3	33.8%	悪性新生物	379	11.0	13.2%
40~44歳	自殺	1,156	30.2	26.0%	悪性新生物	756	19.8%	17.0%
45~49歳	悪性新生物	1,641	36.2	19.6%	自殺	1,438	31.7	17.2%
50~54歳	悪性新生物	3,558	74.2	24.8%	心疾患	2,382	49.7	16.6%
55~59歳	悪性新生物	5,847	143.1	29.7%	心疾患	3,248	79.5	16.5%
60~64歳	悪性新生物	10,427	283.6	36.0%	心疾患	4,556	123.9	15.7%
65歳以上	悪性新生物	198,141	1,267.9	27.7%	心疾患	100,410	642.5	14.0%

● 女性

年齢階級	第1位				第2位			
	死因	死亡数	死亡率	割合	死因	死亡数	死亡率	割合
10~14歳	自殺	65	2.6	30.8%	悪性新生物	38	1.5	18.0%
15~19歳	自殺	301	11.5	56.2%	悪性新生物	44	1.7	8.2%
20~24歳	自殺	464	16.5	57.9%	悪性新生物	73	2.6	9.1%
25~29歳	自殺	400	13.7	51.0%	悪性新生物	96	3.3	12.2%
30~34歳	自殺	326	11.2	33.9%	悪性新生物	253	8.7	26.3%
35~39歳	悪性新生物	572	17.3	37.0%	自殺	346	10.5	22.4%
40~44歳	悪性新生物	1,144	31	43.8%	自殺	414	11.2	15.9%
45~49歳	悪性新生物	2,308	52.6	48.3%	自殺	497	11.3	10.4%
50~54歳	悪性新生物	4,185	89.5	51.8%	自殺	668	14.3	8.3%
55~59歳	悪性新生物	5,255	129.7	54.4%	心疾患	730	18.0	7.6%
60~64歳	悪性新生物	6,929	185.9	53.3%	心疾患	1,090	29.2	8.4%
65歳以上	悪性新生物	140,178	687.4	19.2%	老衰	136,631	670	18.7%

2 調査結果からみる現状

本計画の策定にあたり、魚沼市こども・若者、子育て家庭の生活状況や意識、取り巻く環境などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、高校生によるワークショップ（座談会）を開催しました。

(1) こどもの生活実態調査

1. 調査概要

実施内容	回答方法	実施時期	対象者	調査数	回答数	回答率
こどもの生活実態調査	インターネット	7月8日～7月31日	小学5年生	237件	231件	97.5%
		7月8日～7月31日	中学2年生	226件	209件	92.9%
		7月8日～7月31日	小学5年生と中学2年生の保護者	463件	292件	63.1%

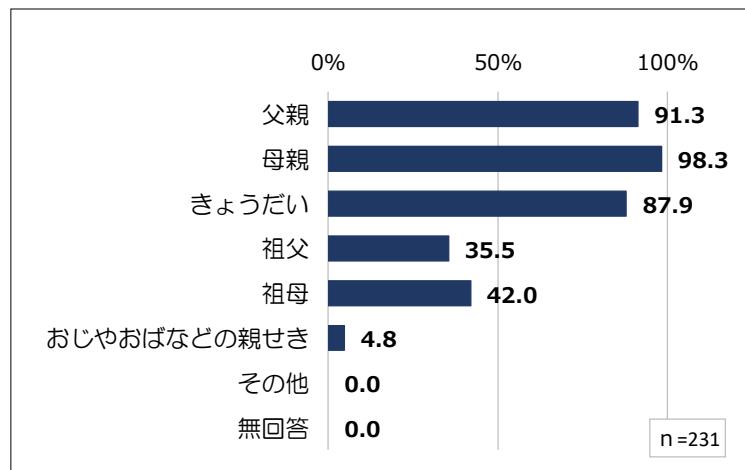
2. 調査結果概要

調査結果の詳細は魚沼市のホームページ上で「こどもの生活実態調査報告書」として公開しています。

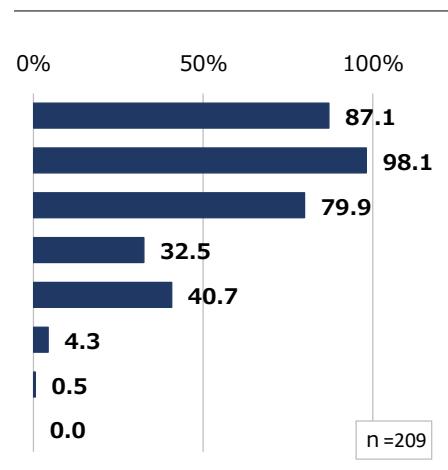
同居する家族

祖父・祖母のいずれかと同居している割合は、小学5年生は46.8%、中学2年生は44.5%となっています。

小学5年生



中学2年生

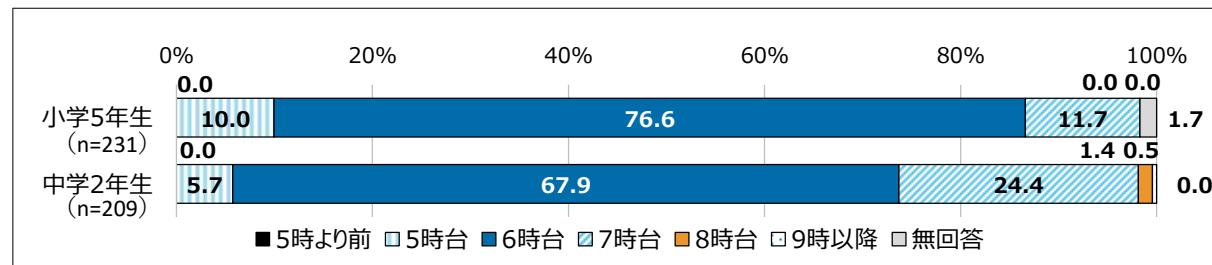


起床時間と就寝時間

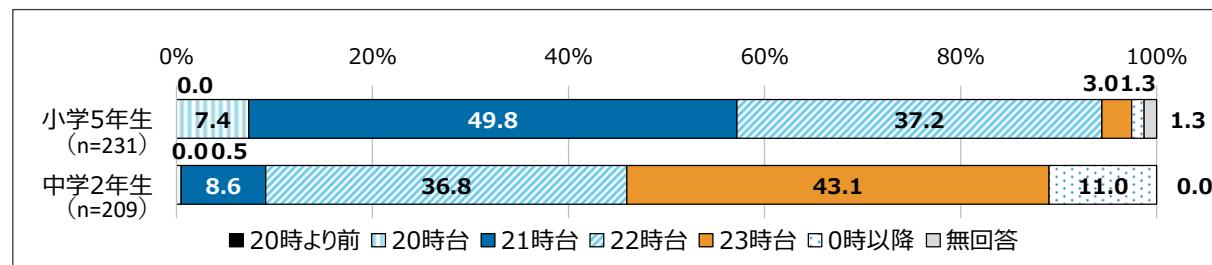
平日の起床時間の平均は、小学5年生は6:24、中学2年生は6:36となっています。

平日の就寝時間の平均は、小学5年生は21:24、中学2年生は22:48となっています。中学2年生は半数以上となる54.1%が23時以降に就寝している状況です。

平日の起床時間



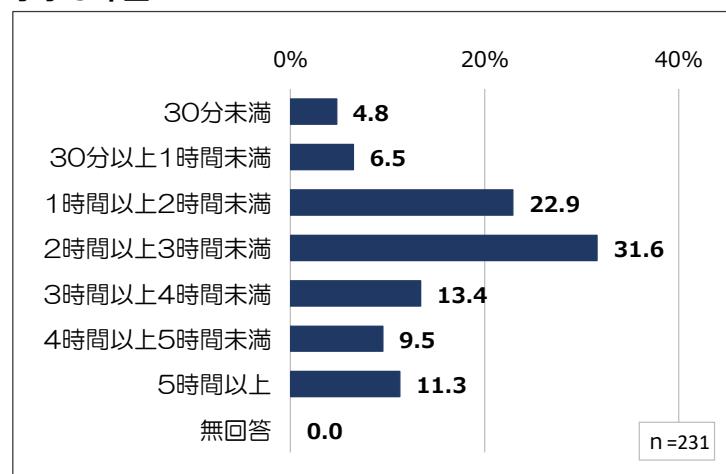
平日の就寝時間



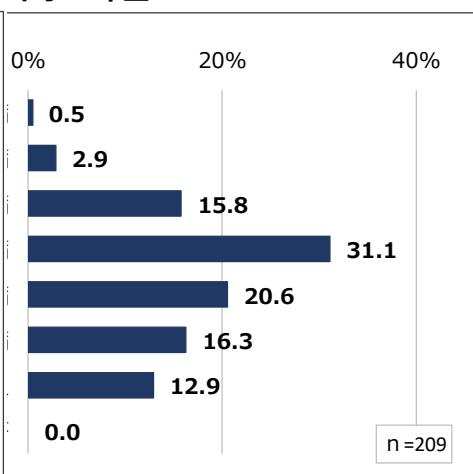
メディアの利用時間

平日の放課後（寝るまで）、学校以外でテレビ、SNS、ゲーム等のメディアを1日あたりどれくらい利用するかについては、小学5年生・中学2年生ともに「2時間以上3時間未満」の割合が最も高くなっています。

小学5年生

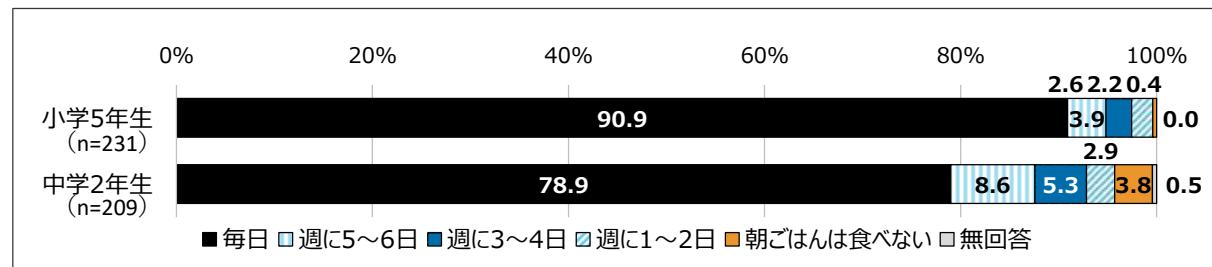


中学2年生



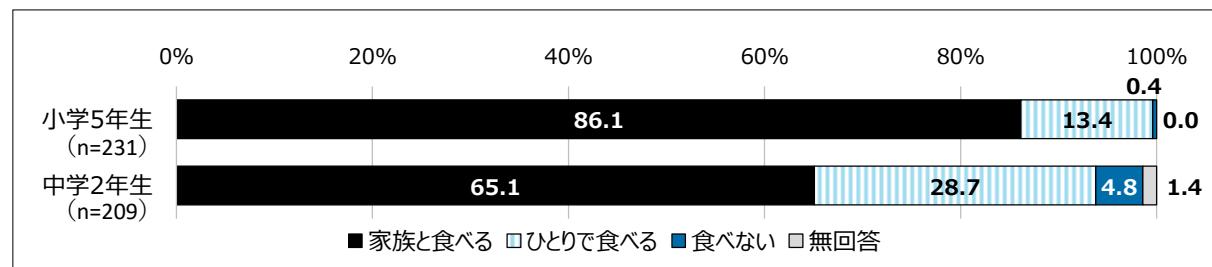
朝食を食べる頻度

小学5年生は「毎日」の割合が90.9%なのに対し、中学2年生は12.0ポイント低い78.9%となっています。また、中学2年生の3.8%が朝食を食べていない状況です。



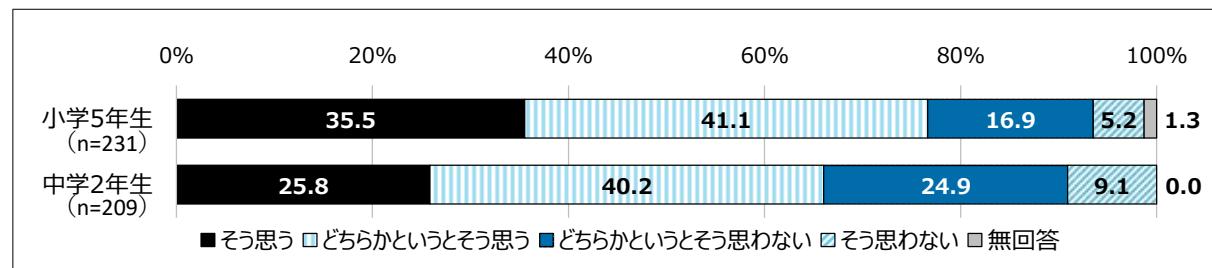
朝食のとり方

小学5年生の13.4%、中学2年生の28.7%が朝食をひとりで食べている状況です。



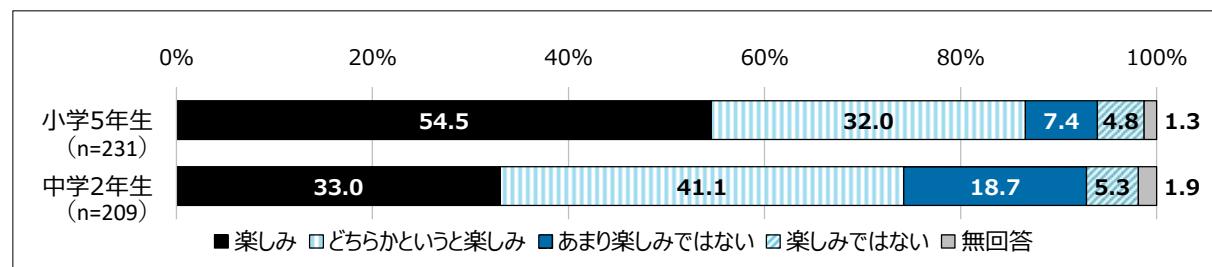
自分のことが好きか

小学5年生のほうが「そう思う」「どちらかというとそう思う」の割合が高くなっています。



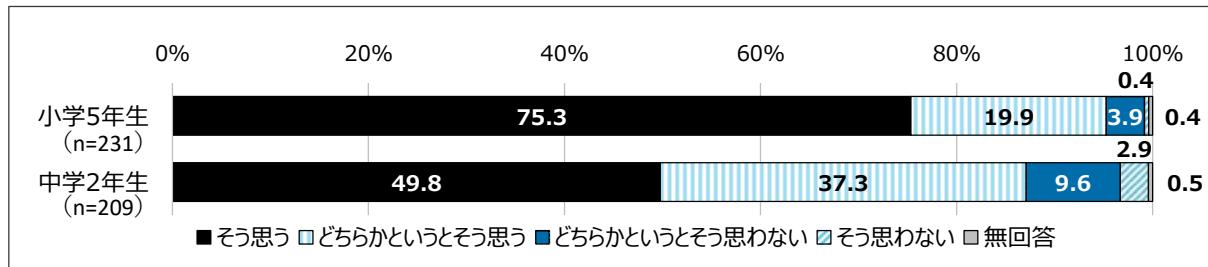
将来が楽しみか

小学生のほうが「楽しみ」の割合が高くなっていますが、小学5年生・中学2年生ともに約5%が「楽しみではない」と回答している状況です。



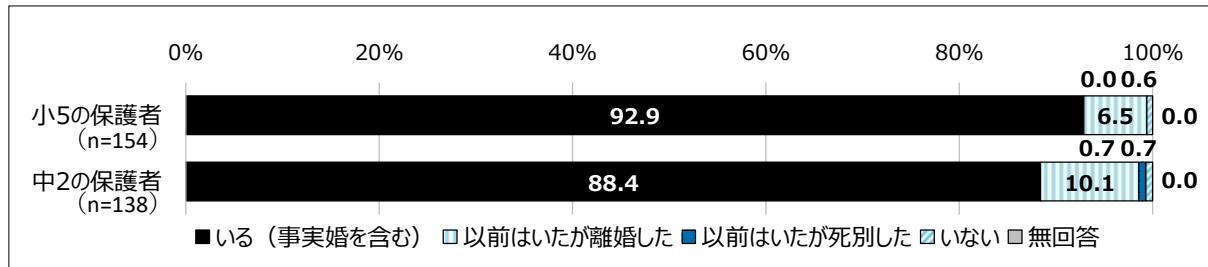
魚沼市のことが好きか

「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた割合は、小学5年生は95.2%、中学2年生は87.1%となっています。



保護者の配偶関係

配偶者がいる割合は、小学5年生の保護者では92.9%、中学2年生の保護者は88.4%となっています。



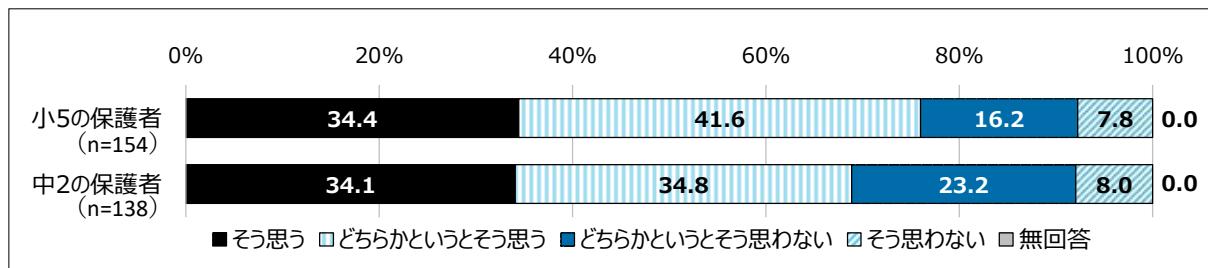
家事や子育ての分担

小学5年生の保護者の平均値は父親が24.5%、母親が63.8%、祖父母等による援助が13.4%となっています。

中学2年生の保護者の平均値は父親が26.5%、母親が67.0%、祖父母等による援助が10.1%となっています。

これからも魚沼市に住み続けたいか

小学5年生・中学2年生の保護者とともに「そう思う」の割合は約35%となっていますが、「どちらかというとそう思う」と合わせた割合は、小学5年生の保護者では76.0%なのに対し、中学2年生の保護者は7.1ポイント低い68.9%となっています。



(2) 若者の意識と生活に関する調査

1. 調査概要

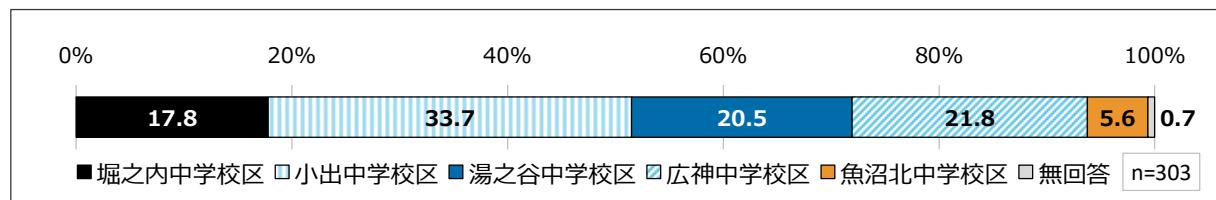
実施内容	回答方法	実施時期	対象者	調査数	回答数	回答率
若者の意識と生活に関する調査	インターネット	7月8日～7月31日	18～39歳の市民	1,000件	303件	30.3%

2. 調査結果概要

調査結果の詳細は魚沼市のホームページ上で「若者の意識と生活に関する調査報告書」として公開しています。

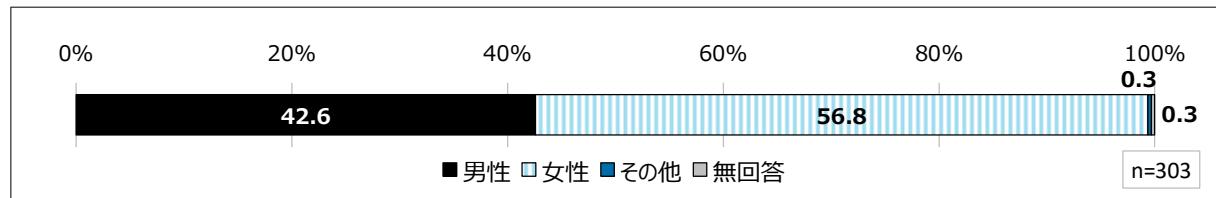
居住地区

「小出中学校区」の割合が最も高く、「魚沼北中学校区の割合が最も低くなっています。



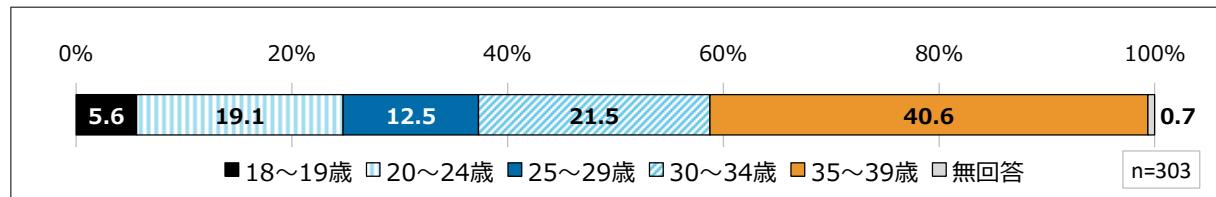
性別

「女性」の割合がやや高く 56.8% となっています。



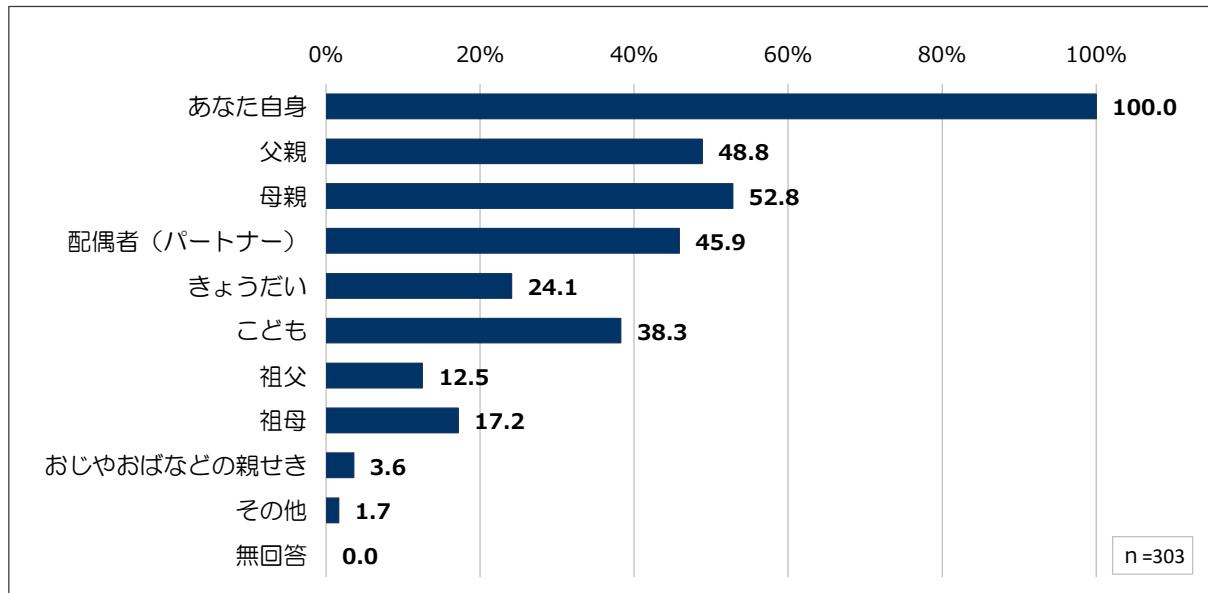
年齢

「35～39歳」の割合が最も高く、平均は 30.8 歳となっています。



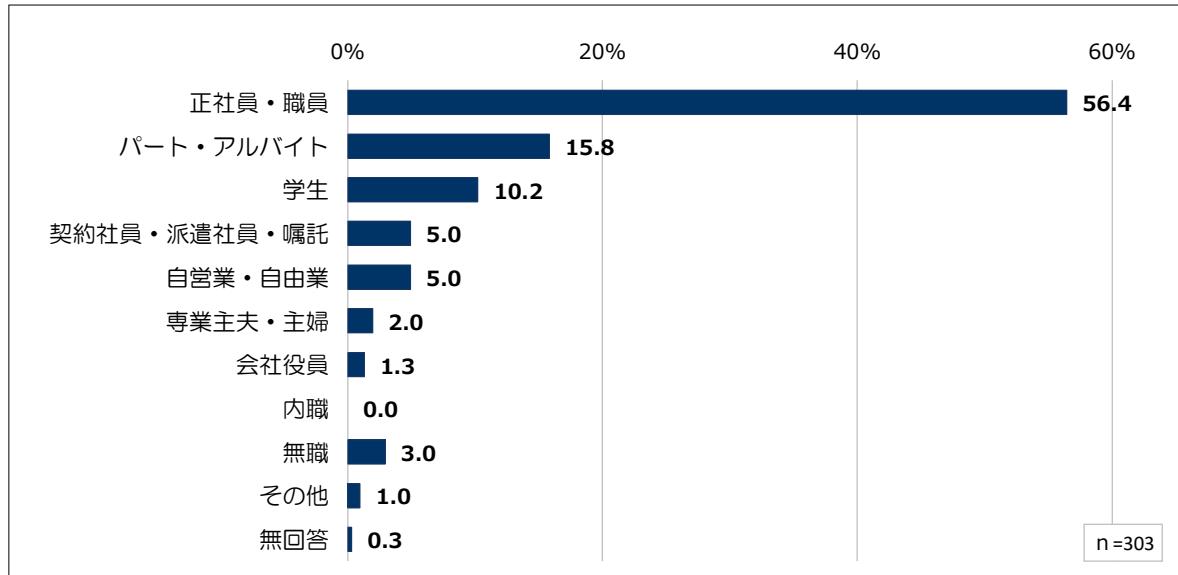
世帯構成

一緒に住んでいる家族は、「母親」の割合が52.8%と最も高く、次いで「父親」が48.8%、「配偶者（パートナー）」が45.9%などとなっています。



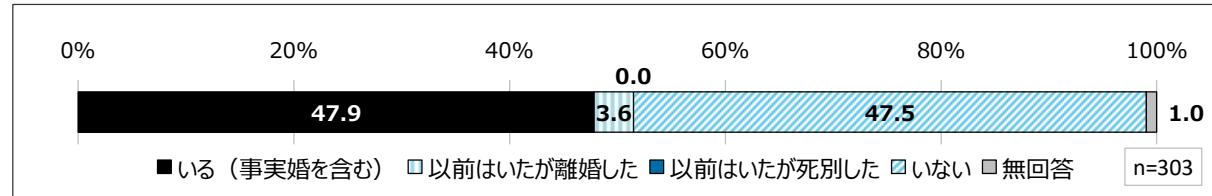
職業

「正社員・職員」の割合が最も高く56.4%となっています。



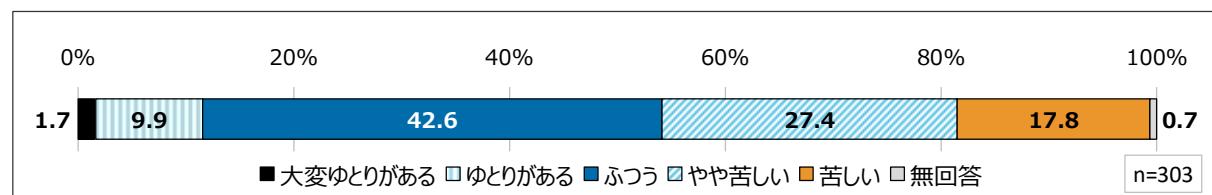
配偶関係

配偶者は「いる」の割合が47.9%、「いない」が47.5%となっています。



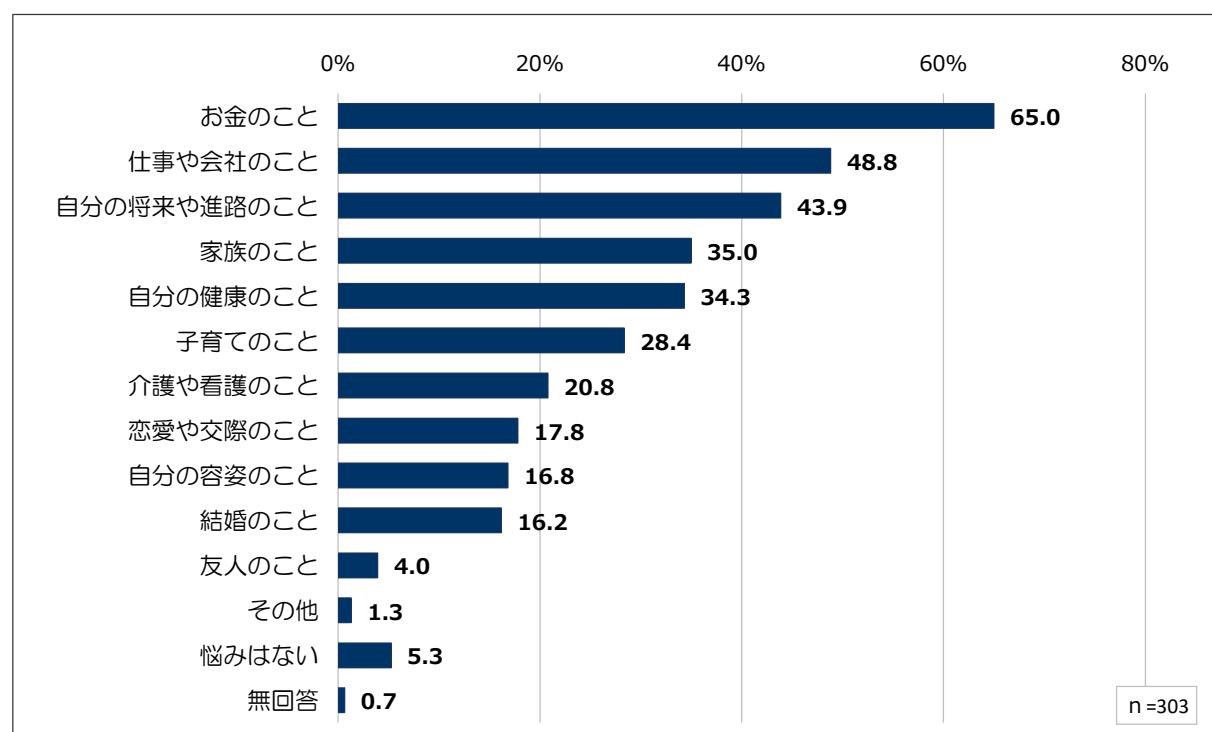
主観的な経済状況

「ふつう」の割合が最も高く42.6%となっていますが、「苦しい」と「やや苦しい」を合わせると45.2%で、半数近くの若者が経済的な厳しさを感じている状況です。



悩みや不安

今、悩んでいることや不安なことについては、「お金のこと」の割合が最も高く、65.0%となっています。

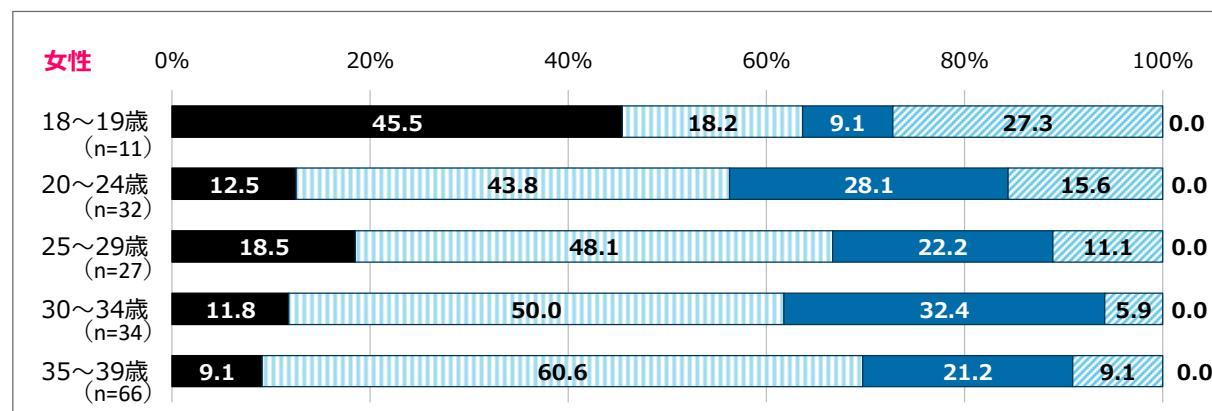
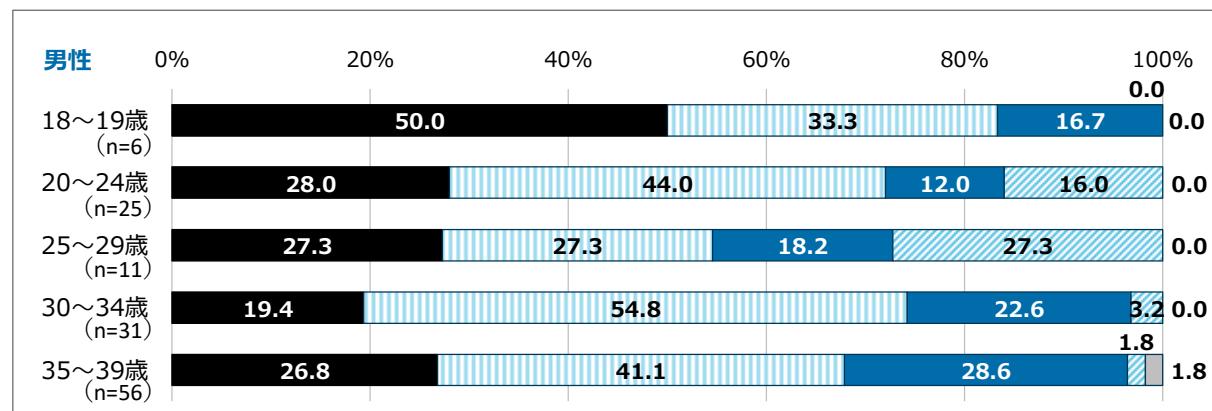
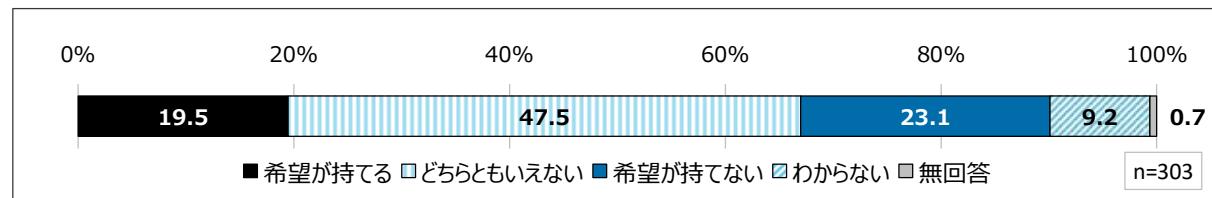


将来に対する希望

「希望が持てる」の割合は19.5%で、「希望が持てない」の23.1%を下回っています。

性別・年齢別にみると、男性・女性ともに18~19歳で「希望が持てる」の割合が最も高くなっています。また、すべての年齢層で女性のほうが「希望が持てる」の割合が低くなっています。

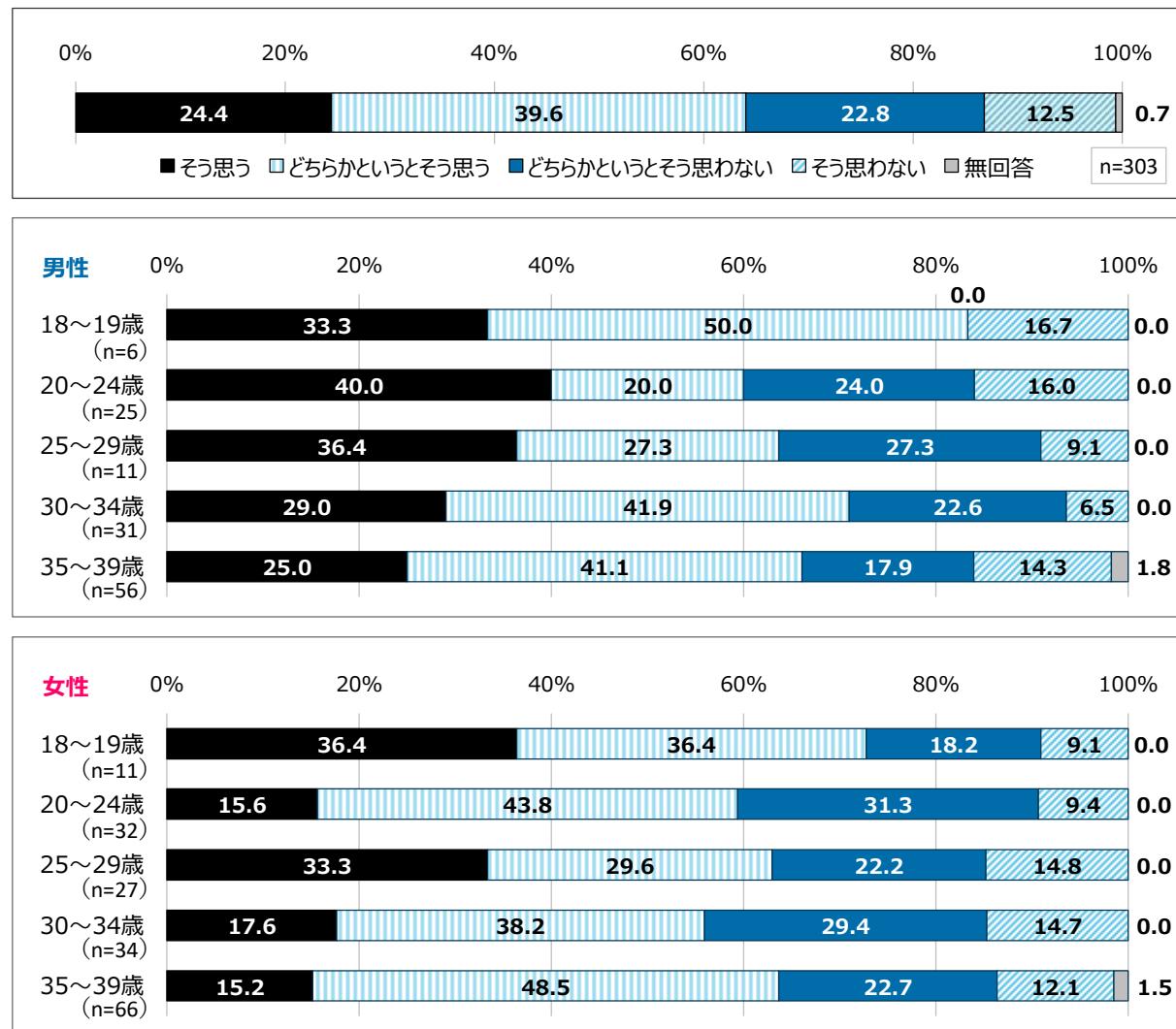
「希望が持てない」と回答した人に、将来に希望が持てない理由を自由記載してもらったところ、物価高や手取り収入が少ないことなど、経済的なことに関する不安が多く上がっています。



これからも魚沼市に住み続けたいか

「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた割合は64.0%で、「そう思わない」と「どちらかというとそう思わない」を合わせると35.3%となっています。

性別・年齢別に明らかな傾向はみられませんでしたが、性別のみで比較すると、「そう思う」の割合が男性は30.2%なのに対し、女性は9.9ポイント低い20.3%となっています。



(3) こどもの意見聴取

保育園や放課後児童クラブ、高校等に直接訪問し、ふだん考えていることや将来の子育てについて意見聴取を実施しました。

3 魚沼市こども・若者を取り巻く課題

統計資料や各種調査の結果などを踏まえて、魚沼市におけるこども・若者、子育て家庭を取り巻く課題について整理しました。

(1) 人口の減少

本市における人口減少と少子化の進行は深刻な状況であり、持続可能な行政運営を考える上で人口減少問題は喫緊の課題となっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2050年の本市の総人口は18,436人になると推計されています。

本市ではこれまで、子どもの医療費助成の対象年齢拡大と無償化、保育料の無償化など経済的支援の拡大や、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制の強化など子育て支援の充実を図ってきましたが、出生数は依然として減少し続けています。

小学5年生・中学2年生の保護者の3割以上が理想とする子どもの人数より、実際の子どもの人数が少ない状況です。

子どもの人数が理想とすることの人数より少ない理由として、小学5年生・中学2年生の保護者とともに「経済的に厳しい」の割合が最も高くなっています。

実際に小学5年生・中学2年生の保護者ともに約1割が、過去1年間に生活費が不足して、親せきや金融機関からお金を借りたことがあると回答しています。また、必要とする食料を買えなかった割合が約5%となっていることも、育ち盛りの子どものいる世帯の状況として深刻な問題です。

若い世代の転出が多いことも出生数の減少につながっていると考えられます。

「若者の意識と生活に関する調査」の自由意見で複数あがっていたように、子育て支援の充実を図るだけでなく、子どものいない独身世帯が住み続けたくなるようなまちづくりをしないと若年層の市外流出が続き、人口減少と少子高齢化を加速することになります。学校生活から社会生活へと移行するときに「住み続けたい」と思えるまちづくり、さらには他の市町村から「魚沼市で暮らしたい」と思われるまちづくりを推進していく必要があります。

また、生涯未婚率は全国的に上昇傾向で推移しています。本市の生涯未婚率を性別にみると、男性は全国平均を上回る31.9%となっています。一方、女性の生涯未婚率は全国平均を下回っていますが、平成22(2010)年以降は高い上昇率で推移している状況です。

これらのことと踏まえ、より効果的な少子化対策に取り組んでいくことが重要です。

(2) 子どもの生活リズムの乱れ

厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド2023」では、子ども版の推奨事項として「小学生は9~12時間、中学・高校生は8~10時間を参考に睡眠時間を確保する」をあげています。これは米国睡眠医学会が、1~2歳児は11~14時間、3~5歳児は10~13時間、小学生

は9～12時間、中学・高校生は8～10時間の睡眠時間を推奨していることに基づいています。

今回のアンケート調査結果では、小学5年生の睡眠時間の平均は、平日は9時間、休日は9時間12分となっています。中学2年生では、平日は7時間48分、休日は8時間18分となっています。平均値が必要睡眠時間の下限であることから、半数以上のこどもが睡眠不足であると考えられます。

睡眠時間が不足する原因は夜更かしです。日本的小・中・高校生は世界的に見ても最も夜更かしをしていることで有名です。いくら夜更かしをしても登校時間は同じであるため、睡眠時間は短くなり、朝に起こされてもボーっとしたまま朝食も摂らずに登校し、日中には強い眠気をこらえたまま授業を受けているこどもが数多くいるとされています。

今回の調査でも、中学2年生は23時以降に就寝する割合が平日でも半数以上となる54.1%で、休日は72.7%となっています。就寝時間が遅いことは、睡眠不足を引き起こすだけでなく、起床時間の遅れにつながり、結果として朝食の欠食の原因となると考えられます。中学2年生では、朝食を毎日食べる割合が8割未満となっていますが、平日の就寝時間別に朝食を食べる頻度をみると、就寝時間が遅いほど朝食を毎日食べる割合が低い傾向がみられます。

就寝時間が遅くなる原因のひとつとして、メディアの利用時間が考えられます。平日のメディアの利用時間別に平日の就寝時間を見ると、小学5年生・中学2年生ともにメディアの利用時間が長いほど就寝時間が遅い傾向がみられます。

スマートフォンの普及によりSNSやゲーム利用の低年齢化が急速に進んだことや、保護者が共働きで帰りが遅いこと、近所に同世代のこどもが少なくて遊び相手がないことなどが、長時間のメディア利用につながっていると考えられます。

メディアの利用をこども任せにするのではなく、家庭内でメディア利用のルールをきちんとつくることへの支援を実施する必要があります。あわせて早寝早起きや朝食を毎日食べることなどの望ましい生活習慣について、次世代を担い、さらに次の世代を育てていくこどもたちが正しく学び、実践する力を身につけることができるよう、学校および家庭における教育に取り組む必要があります。

(3) 自己肯定感を高めるために

こども家庭庁の「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（令和5年度）」における、自己認識と主観的ウェルビーイングの関連についての分析では、今の自分が好きだと感じているこども・若者ほど、人生で行っていることに価値を感じやすく、生活の満足度が高くなるとされています。

今回の調査でも、今の自分が好きかどうか別に幸福度をみると、小学5年生・中学2年生、15～39歳の若者ともに自分のことが好きなほど幸福度が高い傾向がみられます。また、15～39歳の若者の「社会の役に立ちたいかどうか」という設問の回答について、今の自分が好きかどうか別にみると、自分のことが好きなほうが社会の役に立ちたいと思う割合が高い傾向がみられます。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視

第2章 魚沼市こどもを取り巻く現状と課題

点に立った数値目標（アウトカム）の1つとして、「今の自分が好きだと思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）」を掲げており、15～39歳のこども・若者に関する現状値（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年）」）60.0%を、令和10（2028）年度ごろまでに70.0%へ引き上げることをめざしています。

今回の調査では、こども・若者（18～39歳）に今の自分が好きかを問う設問では「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた割合は58.7%で、令和4（2022）年の全国調査よりやや低くなっています。

小学5年生は76.6%、中学2年生は66.0%となっていて、年齢が上がるほど今の自分が好きだと思う割合が低くなっています。一方で、18～39歳について性別・年齢別にみると、数値にはばらつきがありますが、「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた割合に大きな差はみられませんでした。

のことから、ある程度の年齢までに培われた自己肯定感は、程度が下がったとしても継続すると考えられます。

家庭教育、学校教育において、こどもの自己肯定感を高める取り組みを推進することは、将来にわたる幸福度を上げるためにも重要だと考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念とめざす姿

(1) 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」は、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法および子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

次代を担うすべてのこども・若者が、尊厳を重んぜられ、夢と希望を持って、自分らしく自立した個人として健やかに成長していくためには、家庭や地域の愛着形成と行政と市民、事業者、地域が一体となって支えあうことが必要不可欠です。

本市は、ふるさとを愛し、心豊かに、たくましく生きる子を育むため、乳幼児期から青年前期に至るまでの一貫した子育てと教育の指針として、平成24（2012）年に子育てビジョン「魚沼大好き よく遊び よく学び チャレンジする」と定めました。

魚沼の自然豊かな風土の中で、よく遊びよく学び、夢や志を持ってチャレンジすることは、豊かな感性、ふるさと魚沼を愛する心、そしてたくましく生きる力を育みます。

それは、こども大綱がめざす、自分らしく一人一人が思う幸福な生活ができること、自由で多様な選択ができること、働くこと、誰かと家族になること、親になることに夢や希望を持つことができる社会の実現にも大きく関わります。

本計画では、子どもの最善の利益が図られ、すべてのこども・若者が自分らしく幸せな状態で成長できるまちをめざして、「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏襲し、地域全体でこども・若者、子育てを温かく応援するまちづくりを推進していきます。

基本
理念

未来に向かって こども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼
～ひとり一人が自分らしくかがやくまちへ～

(2) めざす姿

すべての子どもが誰一人取り残されることなく、
将来への希望を持って自分らしく健やかに成長しています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
自分のことが好きな子どもの割合 アンケート調査で今の自分のことを好きですかとの問い合わせに「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した子どもの割合	小学5年生	76.6%	80.0%
	中学2年生	66.0%	70.0%
自分の将来が楽しみな子どもの割合 アンケート調査で今の自分の将来が楽しみですかとの問い合わせに「楽しみ」または「どちらかというと楽しみ」と回答した子どもの割合	小学5年生	86.5%	90.0%
	中学2年生	74.1%	80.0%

多様な生き方が尊重され、若者たちが将来への希望を持って
自分らしくいきいきと生活しています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
社会の役に立ちたいと思う若者の割合 アンケート調査で社会の役に立ちたいと思うかとの問い合わせに「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した若者の割合	18～39歳	80.8%	83.0%
	小・中学生の保護者	72.6%	75.0%
魚沼市に住み続けたいと思う若者の割合 アンケート調査で魚沼市に住み続けたいと思うかとの問い合わせに「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した若者の割合	18～39歳	64.0%	68.0%
	小・中学生の保護者	72.6%	75.0%

未来を担う子どもや若者たちが、自分らしく健やかに成長していくのを、
地域全体が応援しています

評価指標

指 標		現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
魚沼市の子育て環境に満足している保護者の割合 アンケート調査で魚沼市の子育て環境への満足度（5点満点）に点数をつけた人の平均点	小・中学生の保護者	3.2点	4.0点

2 基本方針

基本理念とめざす姿を実現するために、次の6つの基本方針に基づいて施策を推進していきます。

基本方針1 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠期からの切れ目ない相談支援体制を整え、正しい知識の啓発に努めるとともに、こどもや保護者の心身の健康の確保を図ります。

就労している、していないにかかわらず、すべての保護者が負担や孤立感を感じることなく、ゆとりを持ってこどもに愛情を注ぎ、子どもの成長や子育てに喜びを感じることができるように、子育て環境の充実を図ります。

保健・福祉・教育が連携し、子育て家庭の心身の健康の確保と、未来を生きることの生きる力の育成に努めます。

基本方針2 こどもの健やかな成長への支援

すべてのこどもの将来を広げるため、豊かな心と知識・教養を育む質の高い教育環境の充実を図ります。

また、さまざまな能力を育み、思いやりや多様な価値観を身につけることができるよう、地域や関係機関等との連携により、遊びや体験等の機会の創出を推進します。

子どもの自己肯定感を高め、成長を支える居場所づくり、環境づくりに取り組み、「いじめ」や「不登校」などの問題を抱えるこどもたちを包括的に支援します。

基本方針3 若者の社会的自立への支援

若者の思いや考えを尊重し、困難や生きづらさを抱える若者とその家庭を支援します。

すべての若者が、地域の中でいきいきと自分らしく活躍することができるよう、就労や結婚などについての支援に取り組みます。

若者が「住みたい」「家庭を持って暮らしたい」と感じる魚沼市をめざし、若者の自立を社会全体で支えるための環境づくりを推進します。

基本方針4 すべてのこども・若者の育ちを支える環境づくり

「こどもまんなか社会*」の実現に向け、社会全体でこどもや子育てを支え応援する気運の醸成を図ります。

さまざまな主体がこどもにとって最善であることを第一に考え、こどもの成長・発達に配慮するように、こども・若者の権利についての広報・啓発に努めます。

すべてのこどもが安心して健やかに成長し、自分らしく活躍できるよう、年齢により途切れることのない相談支援体制の充実を図るとともに、誰一人取り残すことがないよう、多様性を受け止める支援体制の構築を進めます。

基本方針5 こどもを育む家庭への支援

子育てと就労の両立、経済的な困難など、子育て家庭が課題を抱えて孤立することがないよう、当事者に寄り添う支援を推進します。特に困難な環境にあり、配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援を充実していきます。

こどもの心身の状況や保護者の就労状況などを踏まえ、多様なニーズに応える子育て支援サービスを提供し、子育て家庭を支援します。

基本方針6 こども・子育てを支えるまちづくり

地域の中でこどもが健やかに育つよう、こども・子育てをあたたかく見守るまちづくりを推進します。

こども・子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、地域全体でこども・子育て家庭を支援する意識の醸成を図るとともに、地域における子育て支援のしくみづくりに取り組みます。

*こどもまんなか社会：すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

3 施策の体系

基本理念

未来に向かって こども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼
～ひとり一人が自分らしくかがやくまちへ～

めざす姿

- すべてのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って自分らしく健やかに成長しています
- 多様な生き方が尊重され、若者たちが将来への希望を持って自分らしくいきいきと生活しています
- 未来を担うこどもや若者たちが、地域の中で自分らしく健やかに成長していくのを、地域全体が応援しています

基本方針	基本施策
基本方針 1 安心してこどもを産み育てる ことができる環境づくり	1-1 切れ目のない保健・医療の確保 1-2 多様な遊びや体験活動の推進 1-3 教育・保育の充実と質の向上
基本方針 2 こどもの健やかな 成長への支援	2-1 教育環境の充実 2-2 人間性・社会性を育む体験活動の推進 2-3 こどもの居場所づくり 2-4 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
基本方針 3 若者の社会的自立への支援	3-1 困難を抱える若者やその家族への支援 3-2 若者の成長を支える支援 3-3 次世代を担う若者への支援 3-4 結婚を希望する若者への支援
基本方針 4 すべてのこども・若者の 育ちを支える環境づくり	4-1 こどもの権利の尊重 4-2 こどもの貧困対策 4-3 障がい児への支援の充実 4-4 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援 4-5 こども・若者の安全を守る取り組み 4-6 子育て関連施設の環境改善事業
基本方針 5 こどもを育む家庭への支援	5-1 子育てに関する経済的支援 5-2 地域における子育て支援、家庭教育支援 5-3 共働き・共育ての推進 5-4 ひとり親家庭への支援
基本方針 6 こども・子育てを 支えるまちづくり	6-1 子育て支援のネットワークづくり 6-2 子育てを支える地域人材の育成

第4章 施策の展開

基本方針1 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期まで

1-1 切れ目のない保健・医療の確保

安心してこどもを産み、こどもの健やかな成長とともに子育ての喜びを感じていけるよう、妊娠・出産・子育て期を通じて切れ目のない相談支援と保健指導、健康診断などを行い、親子の健康の増進を図ります。

1. 妊娠期からの疾病予防と健康増進

母子保健や子育て支援に携わる関係者が連携を図りながら、不妊に関する悩みや妊娠期の健康管理、産後ケアなど、妊産婦や子育て家庭の状況に応じた支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
不妊・不育治療費助成事業		子ども課
妊産婦医療費助成事業		子ども課
妊産婦健診助成事業		子ども課
産後ケア事業		子ども課

2. こどもの疾病予防と健康増進

こどもが心身ともに健康に育ち、元気よく成長できるよう、乳幼児の健康診査や予防接種、保健教育などを実施します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
新生児聴覚検査		子ども課
先天性股関節エコー検査		子ども課
乳幼児健診事業		子ども課
離乳食教室、幼児食教室		子ども課
予防接種事業		健康増進課

3. 子育て家庭の相談支援

子どもの誕生前から幼児期まで切れ目のない相談支援体制を整え、妊娠、出産、子育てについての正しい知識の啓発に努めるとともに、精神的な負担の軽減を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
妊産婦、新生児訪問事業		子ども課
乳児家庭全戸訪問事業		子ども課
伴走型相談支援		子ども課
妊婦等 包括相談支援事業		子ども課
こども家庭センター		子ども課

1-2 多様な遊びや体験活動の推進

子どもは多様な遊びや体験、交流を通して、協調性や社会性などたくましく生きる力を身につけていきます。

児童館や公園、図書館など、地域のこどもたちの遊びや体験の拠点の環境整備に努めます。

1. 親子の愛着形成と遊び場の提供

子どもが健やかに成長し、元気に生き抜く力を育んでいくための土台は、乳幼児期からの愛着形成と豊かな遊び、体験です。親子で一緒に楽しく遊べる機会を提供します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
親子ふれあいひろば		子ども課
子育ての駅かたつくり運営事業		子ども課
園開放		子ども課
親子運動教室		子ども課

2. 本に親しむ機会の提供

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものです。子どもの発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむことができる機会と環境の充実を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
図書館事業 「ブックスタート」		生涯学習課
図書館事業 「絵本の読み聞かせ」		生涯学習課

1-3 教育・保育の充実と質の向上

保護者が安心してこどもを預け、こどもが安心して学ぶことのできる質の高い教育・保育の推進を図るため、第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画と連携して教育・保育環境の整備、家庭・地域の連携強化等に取り組みます。

1. 多様な保育事業の推進

多様化する保育ニーズに応えるさまざまな保育事業を推進します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
利用者支援事業		子ども課
一時預かり事業		子ども課
病児・病後児保育事業		子ども課
延長保育事業		子ども課
乳児等通園支援事業		子ども課

2. 教育・保育の質の向上

こどもの発達段階に応じた教育・保育を受けることができるよう、質の向上に努めます。

また、こどもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげるため関係者間の連携強化に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
保育士の研修会への参加促進		子ども課
持続可能な保育環境の維持・運営		子ども課
幼保小連携かけはしプログラム		学校教育課

基本方針 2 こどもの健やかな成長への支援

学童期・思春期

2-1 教育環境の充実

すべてのこどもに学びの機会を確保し、安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

こども自身の主体的な学びを尊重した学習カリキュラムの充実を進めるとともに、こどもと関わる教職員の資質向上に取り組みます。

1. 豊かな学びときめ細かな教育の推進

家庭環境や経済的状況にかかわらず、すべてのこどもたちが教育を通して自ら学び、知識や教養を身につける喜びを経験することができるよう、学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む学校づくりに取り組みます。また、ICT教育の推進に向けた整備を行い、ICT環境を活用した授業支援と学校施設の環境整備に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
学力向上支援事業		学校教育課
グローカル人材育成事業	英語検定料補助	学校教育課
GIGAスクール構想の推進	1人1台端末	学校教育課
ICT機器整備・情報教育推進事業	デジタル教科書の活用	学校教育課
特別支援教育の充実	インクルーシブ教育の推進	学校教育課

2. 地域に開かれた学校づくり

地域に愛着を持った人間性豊かでたくましいこどもを育てるため、学校と地域とのつながりを強化し、他者との関わりの促進と豊かな人間関係の構築を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
コミュニティスクール推進事業		学校教育課
地域学校協働活動		学校教育課
学校・家庭・地域の連携推進事業	部活動の地域連携等	学校教育課

3. 望ましい生活習慣の形成

子どもが将来にわたって健康で元気よく生きていく力を身につけるための土台となる、望ましい生活習慣の形成を支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
食育		学校教育課
メディアリテラシー教育		学校教育課

2-2 人間性・社会性を育む体験活動の推進

魚沼市の恵まれた自然環境を活用し、子どもの人間性や社会性を育み、未来の可能性を広げることにつながる体験の機会を提供します。

1. 体験・交流の機会の提供

子どもがさまざまな体験を通して自身の新たな可能性を見出し、他者への思いやりや協調性など社会で生きていく力を身につけて、健やかに成長していくことを支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
わくわくキッズ		生涯学習課
自然環境学習推進事業	尾瀬	学校教育課
公民館事業		生涯学習課
総合学習支援事業	職業体験、文化芸術体験、郷土芸能、稻作体験、キャリア教育、防災教育	学校教育課

2. 芸術・文化活動の促進

さまざまな芸術・文化に触れる機会を充実させるとともに、ふるさと伝統文化を継承し活用するために、子どもたちの地域文化活動への参加を促進します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
文化芸術体験		学校教育課
図書館事業		生涯学習課

3. スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもたちの体力向上と生涯にわたる運動習慣の礎とするためため、スポーツへの関心を高めて体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりをすすめます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
わくわくキッズ（再掲）		生涯学習課
市民スポーツ普及事業	小中学生スキーリフトシーズン券購入補助	生涯学習課
競技スポーツ支援事業		生涯学習課

2-3 こどもの居場所づくり

地域のつながりの希薄化、少子化の進展など環境の変化により、かつては子どもの居場所となり得た空き地や公園など、子どもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、結果として駄菓子屋や商店などの子どもの居場所となっていた場も減少しています。

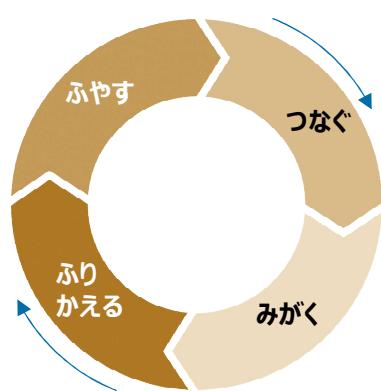
また、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺する子ども・若者の数の増加など、子ども・若者を取り巻く状況が厳しくなるなか、「とりわけ厳しい環境で育つ子ども・若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある」として、令和5（2023）年12月、「子どもの居場所づくりに関する指針」が策定されました。

子どもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

各視点に共通する事項

- ① 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所
- ② 子どもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

子どもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位ではなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様な子どもの居場所がつくられる～

- ・地域のすでに居場所になっている資源や子ども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時において子ども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

～子どもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、子ども・若者自身がみつけられ、選びやすくなる。
- ・子ども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、子ども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけていく子ども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～子どもにとって、よりよい居場所となる～

- ・子ども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・子ども・若者が居場所づくりに参画し、ともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・職場の変化による子ども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～子どもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。

子ども家庭庁「子どもの居場所づくりに関する指針の概要」より抜粋

1. 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの事業量については「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」で目標を設け、量の確保と保育の質の向上に取り組んでいます。

放課後子ども教室については、現在は実施していません。国の「放課後児童対策パッケージ2025」を踏まえ、コミュニティスクールのしくみを活用し、学校と地域の実情に合った放課後児童対策を検討していきます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
放課後児童クラブ		子ども課

2. 子どもの居場所づくりの推進

子ども自身が有する権利が守られ、それぞれの個性に応じて自分らしく過ごすことができ、人間関係の形成や学習支援の場ともなりうるような、安心できる場所の提供に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
適応指導教室 「フラワールーム」		学校教育課
公民館事業		生涯学習課
図書館事業		生涯学習課
多様な居場所づくりの推進		関係する課

2-4 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

学校はこどもにとって、同世代の友だちとともに新しいことを学んだり、遊んだりしながら成長していくことができる場所であるはずです。すべてのこどもが笑顔で登校することができるよう、課題を抱えるこどもへの支援に取り組みます。

1. いじめ防止の取り組み

こどもの心身に苦痛を与えるいじめは、学習や成長の機会を奪うだけでなく、楽しい思い出の代わりに深い傷を残すため、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながる可能性があります。互いの人権を尊重しあう豊かな心を育てる教育を推進するとともに、いじめ防止、早期発見・早期解決に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
不登校・いじめ問題対策事業		学校教育課

2. 不登校のこどもへの支援

令和5（2023）年度の小・中学校における不登校児童生徒数は約34.6万人で、11年連続で増加し、過去最多となっていることから、文部科学省では「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）を取りまとめています。

心の小さなSOSを見逃さない取り組みを各学校で行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置		学校教育課
適応指導教室 「フラワールーム」（再掲）		学校教育課
相談環境の整備		学校教育課
ICTを活用した学習支援		

基本方針3 若者の社会的自立への支援

青年期

3-1 困難を抱える若者やその家族への支援

不安や悩みを抱える若者やその家族が社会から孤立することがないよう、相談しやすい環境を整備し、支援機関や団体と連携しながら、それぞれの状況に応じた支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
引きこもりの相談窓口		健康増進課
若者の居場所「ちょびん」		健康増進課



いろんな理由から、引きこもりになったり、働きたいけどうまくいかなかつたり
そんな、同じ悩みを持つ仲間と気軽にお茶を飲みながら、
人や社会とゆる~くつながることができる居場所です

内容

- ★お茶を飲んでいます
- ★お話をしに来ませんか？
- ・ゲーム(トランプや花札)
- ・軽スポーツ(卓球やウォーキング)
- ・制作活動
(小物づくりや模型づくり)
- ・ボランティア活動
- ・パソコン教室
- など



3-2 若者の成長を支える支援

社会のなかで、自分らしくいきいきと活躍するために学び、がんばる若者の成長を支援します。

1. 高等教育の修学支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての若者の将来の夢に挑戦をすることができるよう、学業意欲の高い若者の進学を支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ふるさと回帰育英奨学金		学校教育課
医師、看護師等 就学資金貸付		健康増進課
(障害、福祉、介護) 資格取得促進支援金		福祉支援課 介護福祉課
奨学金貸付事業		学校教育課
うおぬま未来人財育成事 業		地域創生課

2. 生涯学習の機会の提供

生涯にわたり学びつづける気運を醸成するとともに、生涯学習の機会を提供します。若者が学んだことを生かしてさまざまな分野で活躍したり、生涯学習の活動を通じて地域のなかで自発的・主体的にまちづくりに取り組んだりできるよう、環境を整備します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
公民館事業（再掲）		生涯学習課
図書館事業（再掲）		生涯学習課

3-3 次世代を担う若者への支援

若者が安定した就労と生活を確保し、地域のなかでその個性と能力を発揮して未来を描くことができるよう支援します。

1. 若者の定住促進

若者が、住みたい、暮らし続けたいと思うまちづくりを推進するとともに、魚沼市に定住を希望する若者への支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ふるさと定住就職奨励金		商工課
介護人材奨学金 返還支援事業		介護福祉課
障害福祉人材奨学金 返還支援事業		福祉支援課
定住促進奨学金 返還支援補助金		商工課
ふるさと定住就職者 家賃補助		商工課
移住定住促進事業		地域創生課

2. 若者の就労支援

若者が安心して経済的に自立した生活を送ることができるよう、魅力ある雇用の創出や就労・起業支援に取り組みます。

★ 主な事業

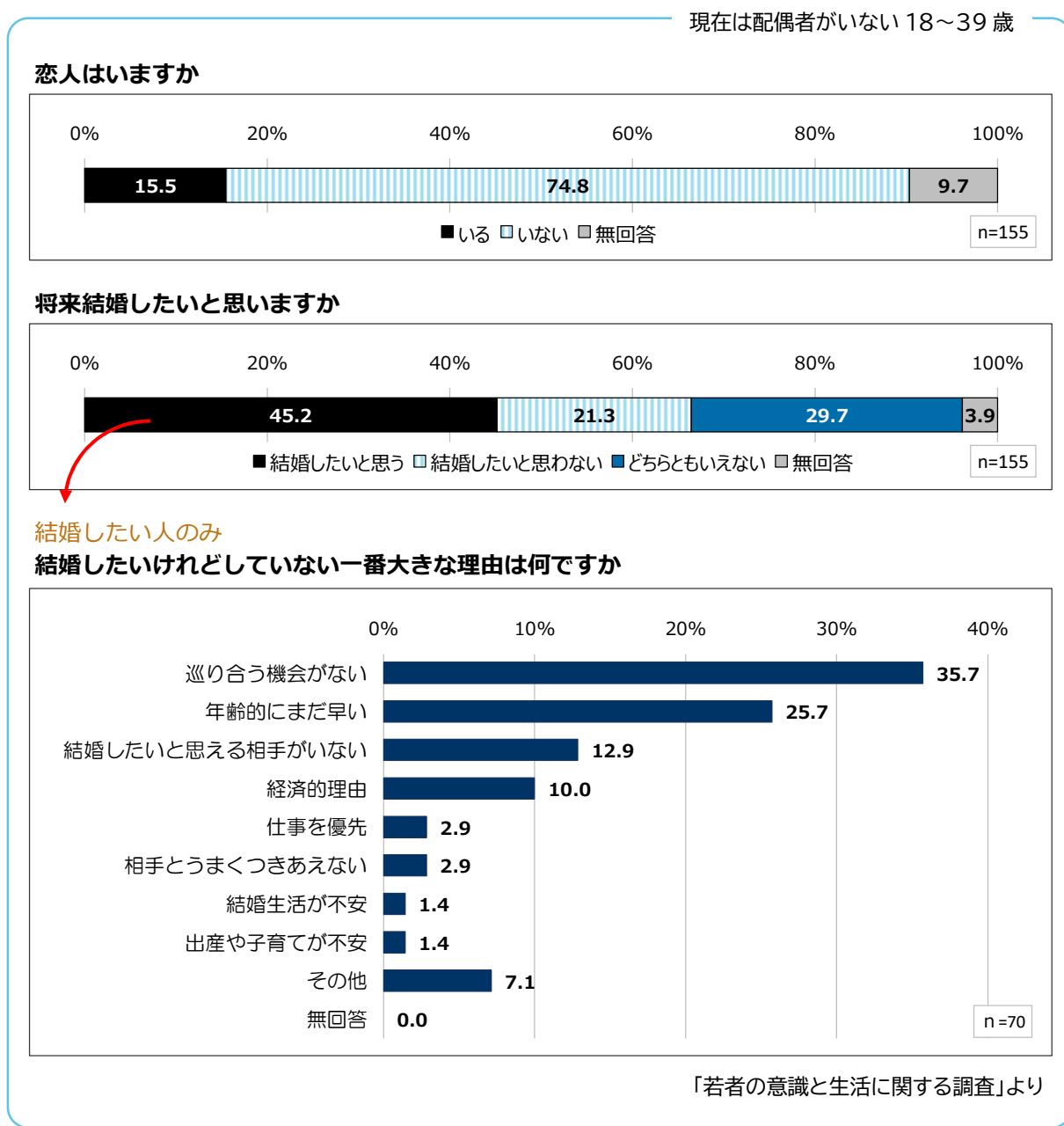
事業名	内容	担当課
新規創業支援 事業補助金		商工課
農業次世代人材 投資資金		農政課
新規就農者支援事業		農政課
(介護、障害) 福祉人材 就職支援事業		福祉支援課 介護福祉課

3-4 結婚を希望する若者への支援

生涯未婚率が大きく上昇するなか、若者の結婚活動を支援するとともに、結婚を希望する若者たちが新たな生活を始めるための環境整備を図ります。

1. 出会いの機会の創出

結婚はしたいけれど「巡り合う機会がない」ために結婚していない未婚の若者が3割以上となっていることから、結婚を希望する若者たちの出会いの機会の創出を図ります。



★ 主な事業

事業名	内容	担当課
出会いの場創出支援事業 補助金		地域創生課
結婚活動支援補助金		地域創生課

2. 新たな生活への支援

結婚し、魚沼市で新たな生活を始めようとする若者が住居を持ち、安心して暮らしていくための支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
新婚新生活支援補助金		地域創生課
新築住宅取得費補助金		都市整備課

基本方針4 すべてのこども・若者の育ちを支える環境づくり

ライフステージを通した支援

すべてのこども・若者

4-1 こどもの権利の尊重

すべてのこども・若者は生まれながらに、権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重されなければなりません。こども・若者の自己決定・自己実現を社会全体で支援するとともに、意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことが重要です。

1. こども・若者の権利の保障

すべてのこども・若者が希望を持って健やかに育つことができるよう、こども・若者自身、また、関わるすべての大人に向けて、こどもの権利に関する理解の促進を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
人権啓発活動の推進		市民課
人権教育の推進		学校教育課
こども・若者の権利に関する普及啓発		子ども課

2. こども・若者の意見表明・社会参画の促進

こども・若者が、自らの発言や行動によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらすといった経験を積み重ね、よりよい生き方を自ら切り拓く力を育んでいくことができるよう、こども・若者自身が自らの意見を自由に発することを保障された権利の主体であることを社会全体で理解し、ともにまちづくりに取り組むことが重要です。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
こども・若者への意見聴取の取り組み		こども施策に関わるすべての課

4-2 子どもの貧困対策

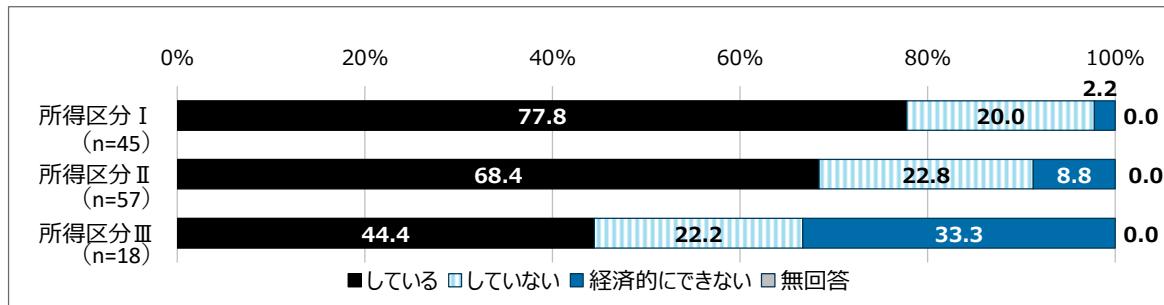
「子どもの生活実態調査」の結果から、等価可処分所得が高い世帯のほうが習いごとや学習塾に子どもを通わせたり、家族旅行に出かけたりしている割合が高いことが明らかになっています。所得格差による学び、経験の差を解消に取り組みます。

小学5年生・中学2年生の保護者

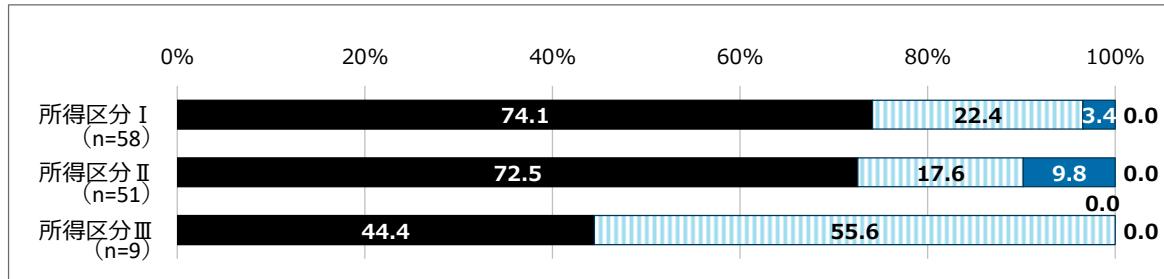
あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか

① 習いごと（スポーツ、音楽、習字など）に通わせる

小学5年生の保護者

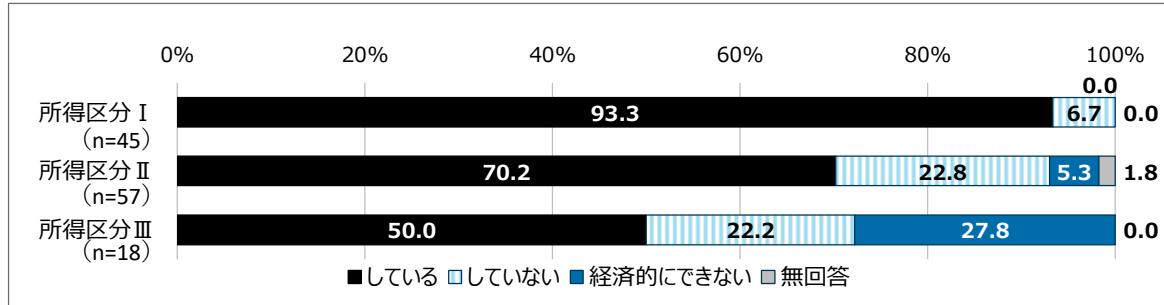


中学2年生の保護者

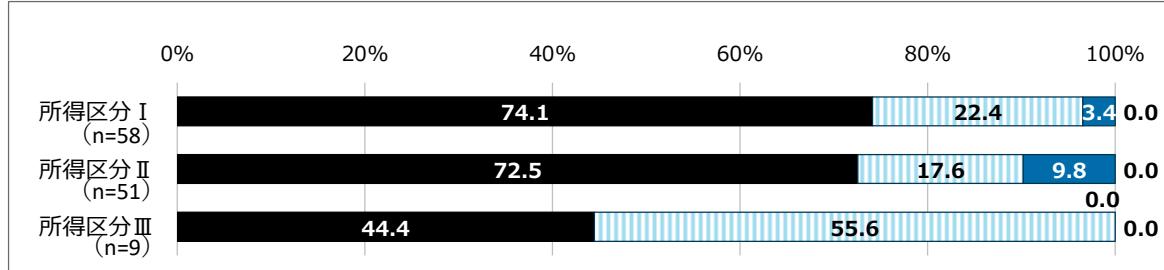


② 子どもに勉強ができる場所を用意する

小学5年生の保護者



中学2年生の保護者



「子どもの生活実態調査」より

1. 教育や経験の機会の確保

学ぶ環境が十分に整っていない子どもについては、身近な場所での地域と連携した学習支援や児童健全育成活動による支援を行います。幼児教育・保育の無償化、就学援助などの経済的な負担軽減を図り、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーなどが連携して包括的な支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
幼児教育・保育の無償化		子ども課
学力向上支援事業		学校教育課
就学援助制度		学校教育課
魚沼市奨学金貸付		学校教育課

2. 生活の安定に資するための支援

子どもの貧困を、家庭の経済的な困窮としてでなく、地域社会における孤立や健康上の問題など、それぞれの家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けた総合的な施策の推進が必要です。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
生活保護		福祉支援課
生活困窮者自立支援事業		福祉支援課
母子家庭対策等 総合支援事業		子ども課

4-3 障がい児への支援の充実

障がいがあるこども・若者およびその家族が、地域のなかで希望を持って安心して暮らせるよう、発達の早い段階から切れ目ない支援が提供される体制整備に努めます。

1. 切れ目ない支援体制の充実

乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、発達に不安がある子どもの早期発見に努めるとともに、家族を支える相談支援・情報提供体制の充実を図ります。

インクルーシブ教育・保育の推進や障がいのある若者の就労支援など、一人ひとりが特性に合わせて成長し、個性と能力を發揮することができる環境整備を進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業		子ども課
地域療育事業		子ども課
親子関係形成支援事業 (ペアレントトレーニング)		子ども課
保育園巡回相談		子ども課
特別児童扶養手当		福祉支援課
障害児福祉手当		福祉支援課
児童発達支援センターの設置		福祉支援課
障がい児・者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進		福祉支援課

2. 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

重症心身障がい児・医療的ケア児への支援については、必要に応じて魚沼市自立支援協議会の療育支援部会、支援者会議の活用や、関係機関と連携し協議の場を設置します。

4-4 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

児童虐待に至る原因は多様であり、虐待する養育者自身に虐待経験があったり、さまざまな困難を抱えていたりすることもあるため、それぞれの世帯の状況に応じて包括的な支援を行う必要があります。

1. 児童虐待の防止

児童虐待防止についての啓発を行うとともに、訪問事業や相談事業などを通してリスクの把握に努め、児童虐待の発生を予防します

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
児童虐待防止ネットワーク		子ども課
児童虐待防止の啓発		子ども課
乳児家庭全戸訪問事業		子ども課

2. 児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備

子どもや子育て家庭が孤立しないように努めるとともに、早期発見・早期対応等のために、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携・協力を図ります。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子育て世帯 訪問支援事業		子ども課
養育支援訪問事業		子ども課
子どもからの相談体制の確立		子ども課

3. ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、問題が表面化しにくいことから、学校現場におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などによる相談体制の強化を図り、実態の把握と問題解決に取り組みます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子どもからの相談体制の確立（再掲）		学校教育課

4-5 こども・若者の安全を守る取り組み

こども・若者が地域のなかで健やかに成長し、暮らしていくことができるよう、犯罪や交通事故、SNSトラブルなどから守るための取り組みを推進します。

1. こども・若者の自殺対策

こども・若者の心の健康づくりを推進するとともに、生きづらさを抱えるこども・若者が相談しやすい環境を整備し、それぞれの現状に応じた支援機関につなげていきます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
うおぬま健康ダイヤル 24		健康増進課
こころの健康づくり 推進事業	ゲートキーパー養成講座	健康増進課
精神保健相談会		健康増進課

2. 犯罪などからこども・若者を守るための環境整備

こども・若者を犯罪被害や交通事故から守るため、地域における見守り活動を実施するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した安全で生活しやすい環境づくりを進めます。また、メディアとの上手なつきあい方を、児童・生徒、家庭が主体的に考えられるよう支援します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	通学路こども見守り隊	学校教育課
防災教育		学校教育課
交通安全対策事業	交通安全教室、自転車教室	生活環境課
防犯灯の新設、更新		防災安全課
メディアリテラシー教育		学校教育課

4-6 子育て関連施設の環境改善

令和6（2024）年度に創設された「こども・子育て支援事業債」の活用による子育て関連施設の環境改善について検討していきます。

基本方針5 こどもを育む家庭への支援

子育て当事者

5-1 子育てに関する経済的支援

「子どもの生活実態調査」では、小学5年生・中学2年生の保護者の約3割が、子育てに関する悩みや不安として「経済的なこと」をあげています。

子育て世帯が感じる経済的な負担感だけでなく、それに伴う精神的な負担感を和らげるため、経済的支援を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
児童手当給付事業		子ども課
子ども医療費助成事業		子ども課
すこやか子育て応援 給付金		子ども課
幼児教育・保育の無償化 (再掲)		子ども課

5-2 地域における子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

1. 地域子育て支援

子育て支援センターぱぴぷをはじめ、地域におけるさまざまな子育て支援機関や団体と連携し、ライフステージに応じた情報と支援を提供します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業		子ども課
利用者支援事業		子ども課
ファミリー・サポート・センター事業		子ども課
病児・病後児保育事業		子ども課

2. 家庭教育支援

家庭において、養育者が子どもの生活習慣や自立心などを育む教育を行えるよう、関係機関と連携して家庭教育の支援に取り組みます。

主な事業

事業名	内容	担当課
家庭教育支援ルーム はぐるーム		生涯学習課
学校・家庭・地域の連携事業	うおぬま子ども育み講座、地域コーディネーター、地域学校協働活動支援等	生涯学習課

5-3 共働き・共育ての推進

性別にかかわらず、誰もが子育てと仕事を両立できる環境づくりや、男性の家事・育児への参画促進に取り組みます。

1. 子育てと仕事の両立支援

共働き世帯が増加するなか、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービスの提供に努めるとともに、仕事と子育てが両立できるよう、働き方の見直しに向けた意識啓発や企業への啓発を行います。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業		子ども課
働きやすい職場環境づくりの推進		商工課 企画政策課

2. 共育ての推進

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充など、令和7（2025）年4月から段階的に施行されている育児・介護休業法の改正ポイントの周知を図るとともに、男性の子育て等への関わりを促進する各種教室事業を充実します。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
パパママ準備教室		子ども課
男性の育児休業取得促進奨励金		企画政策課

5-4 ひとり親家庭への支援

子育てと仕事・家事を一人で行うひとり親家庭が、安心して生活できるよう、ニーズに応じた就業支援や子育て支援など、一人ひとりの状況にあった支援サービスの提供に努めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
児童扶養手当給付事業		子ども課
ひとり親家庭等 医療費助成事業		子ども課
高等職業訓練促進 給付金		子ども課
自立支援教育訓練 給付金		子ども課
放課後児童クラブ 負担金の軽減		子ども課
経度生活援助 (除雪援助) 事業		介護福祉課

基本方針6 こども・子育てを支えるまちづくり

地域

6-1 子育て支援のネットワークづくり

子育てしている保護者がつながり、こども同士がつながり、さらにこども食堂や子育てサークル、関係機関が連携して、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）が広がるような取り組みを進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
子育てサークルの活動支援		子ども課
通学路こども見守り隊		学校教育課
コミュニティスクール		学校教育課
民生委員・児童委員 協議会との連携		福祉支援課

6-2 子育てを支える地域人材の育成

地域共生社会の実現に向けて、地域全体でこどもを育て、子育て家庭を支えるという意識や気運の醸成を図ります。

身近な場所でこどもや子育て家庭を応援する地域のボランティアや支援者の確保に努め、地域における子育て支援の輪の拡充と子育て支援に向けた人材育成を進めます。

★ 主な事業

事業名	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター 提供会員養成講座		子ども課
発達支援コーディネーター 養成講座		子ども課

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要なことから、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、その他福祉施設や支援団体、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

(1) 庁内の推進体制

本計画で位置づけた取り組みは、こども・若者・子育ての分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたるものです。

施策を効果的に進めるためにも、庁内の関係部局と施策の進捗状況等を共有し、相互に連携・協力します。

(2) 子ども・子育て会議

子どもの保護者、子育て支援事業（幼稚園・保育園等）の従事者、学識経験者、関係団体、公募委員で構成されている「魚沼市子ども・子育て会議」において、本市の子育て施策の改善と一層の充実を図るため、計画の進捗確認や子育て支援全般について調査・審議を行います。

(3) 市民や企業等との連携

こども・若者への支援施策を効果的に進めるには、こども・若者が成長するなかで関わりを持つ家庭、学校、その他さまざまな地域コミュニティや団体、企業等、幅広い主体の力が不可欠です。そのような主体との情報共有や連携を積極的に図ることにより、こども・若者、子育て支援の活動や取り組みを広く市民と共有し、協働による計画推進に努めます。

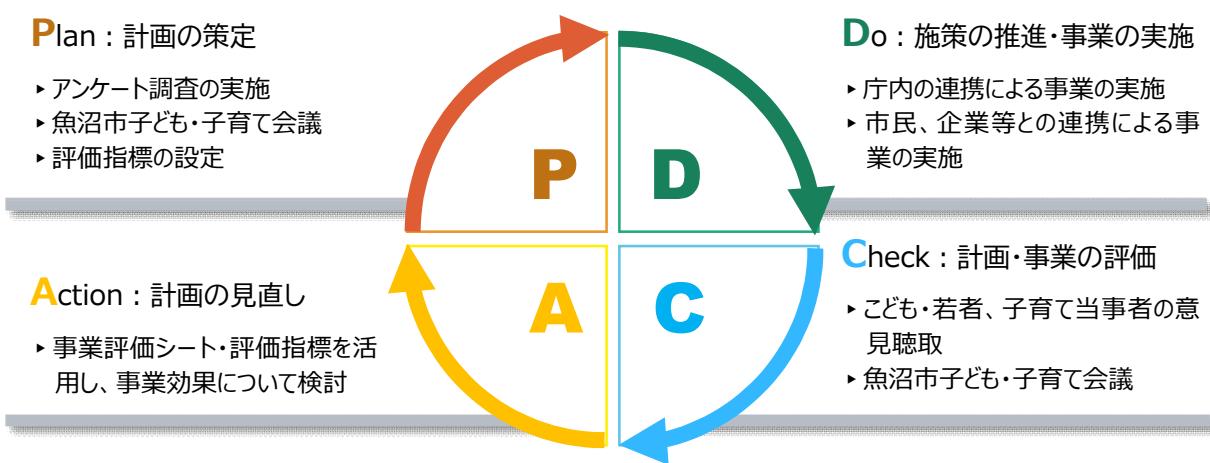
(4) 国や県などの連携

市民に最も身近な行政機関である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

2 計画の進捗管理と評価

本計画に位置づけた取り組みを効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づいて事業の進捗状況を点検・評価し、スパイラルアップを図ります。

これまで「子ども・子育て支援事業計画」において実施していた事業の実施状況や成果指標による点検・評価のほか、PDCAサイクルの中で子ども・若者、子育て当事者の意見聴取を行い、事業の推進に反映していきます。



3 こども・子育て支援事業債の活用

こども・子育て支援事業債は、令和6（2024）年度にこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう創設されました。

本計画におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）の推進にあたっては、こども・子育て支援事業債の活用を検討します。